

スル物チイフ

〔参照〕(民)一七〇八、一七一〇以下、一七七九以下、職人ハ(民)一七八〇以下、時効ハ(民)二二七一、特權ハ(民)二一〇三ノ四項、受取ハ(訴)五三七、住居ハ(民)一〇九、技術ノ製造ハ(民)五七〇以下、

オアイアン、コント

一五
Oyant compte.

計算受取人

〔本義〕「オアイアン」ハ「ウーイル」トイノ働詞ノ現在分詞ニシテ「ウーイル」ハ「聞ク」ノ義「コント」ハ「勘定」ナリ今此二語ヲ併セ「勘定ヲ承知スル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕リトレ 裁判上ニテ計算ヲ受取ヘキ一方ノモノチイフ

フ

〔参照〕(民)四七二、(訴)五二九、五三六、五四二、

ペノ部

1

Package.

パカシウ

牧場

〔本義〕羅句ノ「パスセレ」ヨリ出ツ「パスセレ」ハ梵語ノ「パ」ヨ
 リ出ツ「パ」ハ「養」ノ義「パスセレ」ハ「牧養スル」ノ義
 〔釋解〕畜類ノ「パチラシ」〔牧場ナリ本部二〇〕ニ取極メタル
 場所チイフ

ドロア、ド、パカシウ

Droit de pacage.

牧養權

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ
 〔釋解〕「ドロア、ド、パカシ」ハ即チ「ドロア、ド、パチラシ」ナリ
 リトレ牧場ニ於テ畜類ヲ牧養スル權チイフ

ペノ部

〔参照〕(民)六八八、

ペマン

二 Payement.

辨濟

〔本義〕「ペイエトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ペイエ」ハ羅句ノ「パカレ」ヨリ出ツ「パカレ」ハ「パクス」ヨリ出ツ「パクス」ハ「平和」ノ義「パカレ」ハ「和ラケル」ノ義因テ「ペイエ」ハ「義務ヲ辨濟シテ權利者ヲ和ケ其權利ヲ満足セシムル」ノ意トス

〔釋解〕負債ヲ償ヒ義務ヲ果スコナリ

〔参照〕(民)一三四以下、書入質ハ(民)二一三一、故障ハ(訴)五六五、家中ノ書類ハ(民)一三三一、證書返還ハ(民)一二八二、

パラフ

三 Parapher.

花押

〔本義〕「パラグラフ」ノ略語ナリ「パラグラフ」ハ「傍」ニ記スノ義

〔釋解〕姓名ヲ手署シタル證トシテ其姓名ニ加附シタル別段ノ標シナイフ○リトレ「パラフ」ハ他ノ偽筆ヲ防ク爲メニ姓名ノ下ニ加附スル一種ノ文字チイフ

Parapher les renvois d'un acte.

證書ノ記入ニ花押ス

〔本義〕「パラフェ」ハ「花押スル」ノ義「レ」ハ冠詞「ランウオア」ハ「欄外」記入「ナリ」「ド」ハ「ノ」「アン」ハ冠詞ナリ「アクト」ハ「證書」ナリ(口音)「ド、アン、アクト」ハ「ダンナクト」ナリ
〔釋解〕姓名ヲ署シズ「パラフ」ノミチ記スルカ又ハ姓名ノ

ペノ部

首字ノミチ署シテ欄外記入ニ認メテ爲スコナリ
〔参照〕(民)四一、四二、四四、

四

Paraphernalia.

嫁資外財産

〔本義〕希臘語ノ「パラ」ト「フェル」ト合成シモノニテ「パラ」ハ「傍」ニシテ「フェル」ハ「嫁資」ナリ

〔釋解〕嫁資分括ノ方法ヲ以テ結婚シタル婦ノ嫁資外ノ財産ヲイフ。○リトレ婦ノ特別ナル財産ニシテ其利益ヲ收ムルコト及ヒ支配スルコトハ獨リ婦ノ自由ニ在ルモノニシテ即チ嫁資中ニ入ラサル財産ヲイフ
〔参照〕(民)一五七四以下、

パルクール

五

Parcours.

牧地共同

〔本義〕「パルクール」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「パルクール」ハ「パルト」ト「クリル」ト合成セシモノナリ
「パルト」ハ「一方ヨリ」ノ義「クリル」ハ「走ル」ノ義「パルクール」ハ即チ「走り通ル」又「走り廻ル」ノ意ナリ

〔釋解〕甲乙二邑ノ牧場ニ境界ヲ置カスシテ畜類ヲ牧養スル交互ノ權ヲイフ。○リトレ畜類ヲ牧養スル地ノ所有者邑ヲ同スレハ「ウエヌ、パチル」(家養權ナリウエヌノ部四)トイヒ邑ヲ異ニスレハ「パルクール」トイフ
〔参照〕(民)六四八、

六

Parenté.

パランテ

親屬

ペノ部

〔本義〕羅甸ノ「パランス」ヨリ出ツ「パランス」ハ「親屬ノ人」ナ
 リ
 〔釋解〕同親屬タル人ノ間ノ關係ヲイフ法律ニ於テハ相
 續ノ權ハ二系中ノ最モ近キ親屬ニ屬ス
 〔參照〕親屬ノ等級ハ(民)七三五以下、相續ハ(民)七二三、七二
 四、七七五、

七

Pari.

パリ
賭博

〔本義〕「パリエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「パリエ」
 ハ羅甸ノ「パリアル」ヨリ出ツ「パリアル」ハ「均シクスル」又
 「計算ヲ均シクスル」ノ義今「賭博ヲ爲ス」ノ意ニ用ユ
 〔釋解〕總テ未定ノ事件ヲ賭ケモノニスルヲイフ(ジ)ノ部

八

Parjure.

偽誓
偽誓者

〔本義〕羅甸ノ「ベルジツラレ」ヨリ出ツ「ベルジツラレ」ハ「善カラ
 ザル誓」ノ義ナリ
 〔釋解〕裁判所ニ於テ爲シタル偽リノ誓ヲイフ又其偽リ
 ノ誓ヲ宣ヘタル人ヲモイフ

九

Parlement.

最上審院

〔本義〕「パルレ」トイフ働詞ヨリ出ツ「パルレ」ハ「談話スル」ノ

ペノ部

義「パルルマン」ハ本ト「談話スル」ノ義後チ轉用シテ「王國中貴族議院」ノトナセリ

〔釋解〕古ノ最上裁判所ノ名ナリ○センボ子昔時國王ノ名ヲ以テ終審ノ裁判ヲ爲スタメニ設ケタル審院ノ名ナリ

パルケ

檢事局

檢察官

一〇 Parquet.

〔本義〕「パルク」ヨリ出ツ「パルク」ハ「繞圍」又ハ「繞圍シタル場所」ナリ

〔釋解〕檢察官ノ詰所チイフ又直チニ檢察官ヲ指シテイフ

パリシド

弑親

一一 Parricide.

〔本義〕羅旬ノ「パリシダ」ヨリ出ツ「パリシダ」ハ「パテル」ト「ク」ト「デレ」ト合成シシモノニテ「パテル」ハ「父」ナリ「ク」ト「デレ」ハ「殺ス」ノ義ナリ

〔釋解〕父又ハ母ヲ弑スヲナリ其他總テ尊屬親ヲ殺害スルヲモ亦「パリシド」トイフ

〔參照〕(刑)一三、八六、二九九、三〇二、三二二、三三、

パ・ルタジウ

一二 Partage.

配分

〔本義〕羅旬ノ「パルチリ」ヨリ出ツ「パルチリ」ハ「パルス」ヨリ出ツ「パルス」ハ「一部分」ノ義「パルチリ」ハ「分ツ」ノ義ナリ

ペノ部

七六三

〔釋解〕按社員中ノ隨意若クハ相續人中カ法律ノ強制ニ依テ未タ分割セサル物件(即チ社員若クハ相續人數人ニ共通スル所ノ者)ヲ社員若クハ相續人各自へ配分スルヲチイフ

Partage de succession.

パルタジウ、ド、シウクセシオン

相續ノ配分

〔本義〕「ド」「ハ」「ノ」ナリ「シウクセシオン」ハ「相續」ナリ(エスノ部二五)

〔釋解〕ムーロン人ノ死後數名ノ相續人アルトキハ其遺物財産中ノ物件ニ就キ各自權利ヲ有スヘシ之ヲ細論スレハ各自一物件ノ一分ヲ取ルノ權利アリ此遺物財産ノ上ニ權利ノ集合混同スル情况ヲ指シ未分トイフ

此未分ノモノヲ分チ相續人各自其權ヲ限リ其取前ヲ定ムルヲ「パルタジウ」トイフ

Partage de communauté.

パルタジウ、ド、コミウノ一テ

共有ノ配分

〔本義〕「ド」「ハ」「ノ」ナリ「コミウノ一テ」ハ「共有」ナリ(セノ部四六)

〔釋解〕按夫婦中ノ共有ヲ解キテ其財産ヲ各自ニ分ツコナリ

Partage de société.

パルタージウ、ド、ソシエテ

會社ノ配分

〔本義〕「ド」「ハ」「ノ」ナリ「ソシエテ」ハ「會社」ナリ(エスノ部一四)

〔釋解〕按民事會社商業會社ヲ問ハス總テ會社ヲ解クニ當リ其資本、利益、負債ヲ益社員ニ配分スルコナリ

Partage d'ascendants.

パルター・ジウ、ド、アサンダン
尊屬ノ相續配分

Partage de pré succession.

パルタジウ、ド、プレシウクセシオン
預定相續配分

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アサンダン」ハ「尊屬」ナリ（アノ部八二）「プレシウクセシオン」ハ「アプレ」ト「シウクセシオン」ト合成セシモノコテ「プレ」ハ「前」以テ「シウクセシオン」ハ「相親」ナリ（口音）「ド、アサンダン」ハ「ダサンダン」ナリ

〔釋解〕此語ハ尊屬ノ親其死後遺物分配ニ付キ紛争ヲ生センコトヲ恐レ存生中豫メ其卑屬親ニ分チ與フヘキ財産ノ部分ヲ定メ置クコトナリ

Partage de juges.

パルタジウ、ド、ジウジウ

裁判官ノ分議

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ジウジウ」ハ「裁判官」ナリ（ジノ部五）

〔釋解〕會議ノ時ニ裁判官ノ論議相分レ可否相半シテ判決ヲ爲スヘカラサルコトイフ刑事ハ此場合ニ在テハ被告人ニ利益アル意見ニ從フ此意見ハ即チ被告人カ既得ノ權利中ニ在リトス民事ハ此場合ニ在テハ新裁判官ヲ招キテ再議ヲ爲サシム

〔參照〕不可分財産ノ分配ハ（民）一六八六以下、共有ハ（民）一四六七以下、會社ハ（民）一八七二以下、相續及ヒ尊屬ヨリ卑屬ヘ相續チ分配スル事ハ（民）一〇七五以下、同相續人ノ分配ハ（民）七四三、八一五以下、（訴）九六六以下、幼年又ハ禁ヒラレタル相續人ハ（民）四六五、四六六、五〇九、一三一

四、呼出狀ハ(訴)五〇ノ三項、五九ノ一項、權利者ハ(民)八八
 二、土地引上ハ(民)二二〇五、特權ハ(民)二一〇三ノ三項、買
 戻シハ(民)一六七二、判事ノ異論判斷人ノ異論ハ(訴)一〇
 一二ノ三項、一〇一七、初告裁判所ノ判事ノ異論ハ(訴)一
 一八、上等裁判所ノ判事ノ異論ハ(訴)四六八、

パルチシパシオン

参預

Participation.

〔本義〕羅句「パルチシパレ」ヨリ出ツ「パルチシパレ」ハ「パ
 ルスト」カベソト合成セシモノニテ「パルス」ハ「部分」ナリ
 「カベレ」ハ「取ル」ノ義「パルチシパレ」ハ「一部ヲ占ムル」ノ意
 「パルチシパシオン」ハ「一部ニ加入スル」ノ義ナリ
 〔釋解〕リトレ或ル事ノ一部ニ立入ルヲチイフ〇「ソシエ

ス

一四

Partie.

テ、アン、パルチシパシオン(共分會社ナリ)ハエスノ部一
 四ニ見ユ

パルチ

本人

〔本義〕意多利「パルチタ」ヨリ出ツ「パルチタ」ハ「部分」ノ義
 「パルチ」ハ「一ノ部分ニアル人」ノ義ナリ
 〔釋解〕事務又ハ詞訟ノ中ニ加リタル人チイフ〇リトレ
 「パルチ」ニ三種アリ其一ハ詞訟ニ用ユル語ニテハ原告
 被告、其二ハ代言人代訟人ニ委任シタル人、其三ハ複數
 ニ用ユルキハ契約シタル雙方ノ者チイフ

Partie civile.

パルチ、シウイル

民事原告人

シノ部

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノノ義ナリ
 〔釋解〕刑事ニ於テ己レ一己ノ名ニテ損害賠償ヲ得ル爲
 メニ訴訟ノ一方ト爲ル告訴人チイフ
 〔參照〕(訴)一一九、民事原告人ハ(治)一、六三、六六以下、一三五、
 一三六以下、違警罪裁判所ハ(治)一四五、一四八、一五三、一
 六二、一六五、一七二、輕罪裁判所ハ(治)一八二、一八三、一九
 〇以下、重罪裁判所ハ(治)二一七、二二二、二二三、三一九以
 下、闕席裁判ハ(訴)三一、裁判區域判決ハ(治)五四一、

一五

Parthaire.

バルシエル
部分ヲ

〔本義〕「バルシエル」ハ羅甸ノ「パルス」ヨリ出ツ「パルス」ハ「部
 分」ノ義ナリ

一六

Passage.

パスジウ

通行權

〔釋解〕リトレ「バルシエル」ハ「部分」ノ義ナリ○「按」コロソ、パ
 ルシエル」ハセノ部三八ニ見ユ
 〔參照〕セノ部三八、
 ノ義

〔釋解〕他人ノ地所ニ通行ヲ許ス「セルウイチャッド」(地役ナリエ
 スノ部一一)チイフ○リトレ法律語ニテハ他人ノ所有
 地ヲ通行スル權チイフ

〔參照〕(民)六八八以下、

Passif.

不關嘶畱 八拾 嘩

義務ニ屬スル部分

〔本義〕羅甸ノ「パツム」ヨリ出ツ「パツム」ハ「パチ」ヨリ出ツ「パチ」ハ「苦ム」又タ「苦チ受ル」ノ義今「パシフ」ハ「受方トナル」ノ意ナリ

〔釋解〕計算中ノ部分ニテ義務ヲ記スル處チイフ例ヘハ遺物相續ノ「パシフ」共有財産中ノ「パシフ」分散中ノ「パシフ」トイフカ如キ是レナリ○「按」「パシフ」ハ「アタチ」(權利ニ屬スル部分ナリアノ部二八)ト對スル語ニシテ「アタチ」ハ凡ソ權利ニ屬スル計算中ノ部分チイフ○セソボチ一人又ハ共有者若クハ會社ノ負債ノ集合チ「パシフ」トイフ

Paternité.

パテルニテ 父縁

〔參照〕(民)一四〇九以下、

〔本義〕羅甸ノ「パテルニッス」ヨリ出ツ「パテルニッス」ハ「父」ノ義ナリ

〔釋解〕父ト子トノ關係チイフ一般ノ原則ニテ誰某ニ「パテルニテ」アリト訟求スルハ法律ニ於テ禁スル所ナリ之チ許スハ非常ノ場合ノミニ限レリ○リトレ「パテルニテ」ハ父ノ身分チイフ

〔參照〕婚姻中ニ生レタル子ハ(民)三一、二、婚姻外ニ生レタル子ハ(民)三三四以下

パトリモアヌ

相續財産
家産

〔本義〕羅甸ノ「パトリモニオム」ヨリ出ツ「パトリモニオム」ハ「パテル」ヨリ出ツ「パテル」ハ「父」ノ義ナリ

〔釋解〕遺物相續ノ名義ヲ以テ親屬ヨリ得タル財産チイフ然ル通常用ユル所ノ義ニ依レハ出處ノ如何ヲ問ハス廣ク人ノ財産チイフ（エスノ部七「セバラ」オン、ド、パトリモニアヌ」家産ノ分離參看）

〔參照〕（民）八七八以下、二一一一、

パチウラジウ

牧場
牧畜

〔本義〕羅甸ノ「パセレ」ヨリ出ツ「パセレ」ハ「牧養スル」ノ義（本部一「パカジ」牧場ノ所ニ見ユ）

〔釋解〕畜類ヲ牧スル場所ナリ○センボチ「パチウラジ」ハ他人所有ノ土地ニ己レノ畜類ヲ牧養スル權利チイヒ又其權利ヲ行フ可キ場所チイフ此語ハ「パカジ」ヨリモ其義廣シ

ドロア、ド、パチウラジウ

牧養權

Droit de paturage.

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕他人ノ地面ニ牧養スル權チイフ

ペヌ

刑

Peine.

Pénalité.

ペナリテ 刑例

〔本義〕「ペヌ」ハ希臘ノ「ポイチス」ヨリ出ツ「ポイチス」ハ一説ニ希臘ノ「ピオノス」ヨリ出テシモノトイフ「ピオノス」ハ人殺シノ義又一説ニ梵語ノ「ピツ」ヨリ出テシモノトイフ「ピツ」ハ「清潔ニスル」又「汚穢ヲ取除ク」ノ義○「ペナリテ」ハ「ペヌ」ヨリ出ツ其義「ペヌ」ト同シ

〔釋解〕總テ重罪輕罪違警罪ノ刑チイフ民事ニ於テモ「ペヌ」チ約束スル「アリス」シロイズ、ペナル」是レナリ（過代約條ナリセノ部三〇）○「バシツレ」法律チ犯シタル者ニ擬スル罰ナリ法理上ヨリ之チイヘハ「ペヌ」トハ法律ノ命スル事チ爲サス又法律ノ禁スル事チ爲シタル人ニ法律

定規ノ制裁トシテ擬シ行フ思想上又ハ身體上ノ苦チイフ○リトレ「ペナリテ」ハ法律チ以テ定タル刑ノ設ケ方チイフ

Peines de simple police.

ペヌ、ド、セシプルポリス 違警罪ノ刑

Peines de police correctionnelle.

ペヌ、ド、ポリス、コレクシオ子ル 輕罪ノ刑

Peines afflictives.

ペヌ、アフリクナウ 施體乃刑

Peines infamantes.

ペヌ、エンファミント 加辱乃刑

Peines afflictives et infamantes.

ペヌ、アフリクキウ、エ、エンファミント
施體加辱ノ刑

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「センブル」ハ「單一」ノ義「ボリス」ハ「警察」ナ
リ〔本部三一〕「コレクシオ子ル」ハ「懲治」ノ義「アフリクキウ」
ハ「人ノ身體ニ施ス」ノ義「エンファミント」ハ「辱ヲ加ヘル」ノ
義「エ」ハ「及ヒ」ナリ

〔釋解〕「按」ペヌ、ド、センブル、ボリスハ違警罪ヲ罰スル刑ヲ
イフ「アンプリゾンヌマン」禁錮ナリエノ部一三「アマ
ド」〔罰金アノ部五九〕是レナリ又「ペヌ、ド、ボリス、コレクシ
オ子ル」ハ輕罪即チ懲治罪ヲ罪スル刑ヲイフ懲治場ニ
於テスル定期ノ監禁、定期間公權民權族權ヲ行フヲ
禁スル刑及罰金はレナリ「ペヌ、アフリクキウ」ハ重罪ヲ

罰スル刑ノ中罪人ノ身體ニ施スモノ即チ死刑、徒刑、流
刑、禁獄、懲役チイフ輕罪ヲ罰スル禁錮ハ其刑直ニ身體
ニ及フト雖モ施體刑ノ中ニ入ラス「ペヌ、エンファミント」
ハ刑法ノ語ニシテ耻辱ヲ與ヘ面目ヲ汚シ罪人ノ精神
ニ感セシムル刑チイフ此刑ハ即チ追放剝奪公權是ナ
リ「ペヌ、アフリクキウ、エ、エンファミント」ハ罪人ノ身體ニ
施シ兼テ恥辱ヲ與フル重罪ノ刑チイフ即チ刑法第七
條ノ死刑、徒刑、禁獄、懲役ノ刑是レナリ

Peine de mort.

ペヌ、ド、モル
死刑

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「モル」ハ「死」ナリ〔エムノ部一九〕
〔釋解〕罪人ヲ死ニ處スル刑チイフ

〔参照〕刑例ハ(市)一以下、(刑)一以下、六四、六五、四八四、違警罪ノ刑ハ(刑)四、六四、輕罪ノ刑ハ(刑)九、加辱ノ刑ハ(刑)八、施體加辱ノ刑ハ(刑)六七、過代約條ハ(民)一二二六以下、二〇四七、

111

Péremptio.

珀菱不孫

棚噴

噎

訴訟消滅

〔本義〕「ペリメトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ペリメ」ハ羅甸ノ「ペリメレ」ヨリ出ツ「ペリメレ」ハ「ベル」ト「エメレ」ト合成セシモノニテ「ベル」ハ前詞ナリ「エメレ」ハ「取ル」ノ義「ペリメレ」ハ「打テ毀ツ」ノ義今一事ヲ繼續セサルニ依リ其事ヲ消滅セシムルノ意ニ用ユ
〔釋解〕一旦之ヲ始メ而シテ後繼續セサルヲ以テ訴訟ヲ

取消シ再ヒ其訴訟ヲ繼續スル能ハスト爲スヲナリ〇
リトレ民事訴訟ヲ中絶シテ豫定ノ日限過キ去タルヲ以テ其訴訟ノ消滅スル「プレスクリプション」(時効ナリ本部四七)「タイプ」一度訴訟ヲ始メ訴訟人其訴訟ヲ繼續セスシテ三箇月ヲ經過スレハ其訴訟ノ「ペランプシオン」アリ「ペランプシオン」ハ訴權ヲ消滅セシムルニ非スシテ惟訴訟ヲ消滅セシムルノミナリ
〔参照〕訴訟ハ(訴)三九七、四〇一、控訴ハ(訴)四六九、闕席裁判ハ(訴)一五六、四七〇、(商)六四三、治安裁判所ノ裁判ハ(訴)一五、時効ハ(民)二二四七、
ペナシオン、ド、エレガテ

111

Pétition d'hérédité.

繼嗣財産請願

ペノ部

〔本義〕「ペチシオン」ハ羅甸ノ「ペテレ」ヨリ出ツ「ペテレ」ハ本ト「向テ行ク」ノ意後チ轉シテ「願」フノ義ト爲ル今「ペチシオン」ハ「書付」ヲ以テ威權アル者ニ願チ爲ス「」ノ意ニ用ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「エレギテ」ハ「繼嗣財産」ナリ（アシノ部一）（口音）「ド、エレギテ」ハ「デレギテ」ナリ

〔釋解〕相續物ノ渡方或ハ其分配チ目的トシタル訴チイフ○リトレ正統相續人又ハ財産全部チ取ルノ名義アル受遺囑者ヨリ遺物ノ一部チ占領スル他人チ相手取り之チ放棄セシメン「」チ願フノ訴チイフ
〔參照〕（民）一三七、

Pétitoire.

珀^ペ氏^{ティ}多^ト哇^ワ兒^ル 秘^ビ陀^ト 噉^ボ

根^ネ抵^{テイ}訴^ソ

〔本義〕羅甸ノ「ペテレ」ヨリ出ツ「ペテレ」ハ「願」フノ義上文「ペチシオン」ノ處ニ詳ナリ

〔釋解〕所有權チ確定セン「」チ裁判所ニ願フ「」チイフ是レハ從來占有チ確定セン「」チ願フ所ノ占有訴ニ對シタル語ナリ○リトレ「ペチトアル」ハ所有ノ「ルウ」ン「ギカシオン」〔取戻ナリエルノ部四六〕ノ訴チイフ蓋シ所有權ノ問題ニ立チ入ラスシテ單ニ實際ノ占有チ引戻シ又ハ之チ維持セン「」チ求ムル「ボセツアル」ニ對スル語ナリ

Action pétitoire.

根^ネ抵^{テイ}訴^ソ

ア^アク^クシ^シオン、ペ^ペチ^チト^トアル

〔本義〕「アクシオン」ハ「訴權」ナリ（アノ部二九）

〔釋解〕リトレ現時他人ノ爲メニ占有セラル、物件ノ所有權ヲ要求スルノ訴チイフ

〔參照〕民二〇六一、(訴)二五以下、

Pignoratif.

比鶯喇氏^{ビヌオザテイフ} 頗獵^{ポオルエフ} 嚙^{ボアフ}
不動產質入

〔本義〕羅甸ノ「ピグノス」ヨリ出ツ「ピグノス」ハ「質入」ノ義〔釋解〕「ガツ」(質ナリゼ)ノ部一トシテ入レ置ク物チイフ○リトレ「ピニオラチフ」ハ古昔ノ法律ノ語ニシテ「ピニオラチフ」トイヘハ不動產賣却ノ一種ニシテ負債主共不動產ヲ以テ之ヲ其債主ニ賣リテ義務ヲ免ル而シテ其賣却ニ別段ノ約定チナシテ期限ヲ豫定シ其期限ニ至ルマテ負債主ハ其不動產ヲ所持シ之ヨリ生スル所ノ利益

る

ヲ收メ借賃ノ名義ヲ以テ賣却ノ價及ヒ借金ノ利息ヲ拂フトキハ其不動產ヲ取戻シ得可シトスル契約ナリ○ハ「ピニ」古昔一ノ契約ニ付テ用井シ語ナリ其契約ノ目途ハ不動產ノ質入ヲ賣却ノ姿ニ爲シ而シテ後日ニ至リ其不動產ノ所有チ更ニ又債主ヨリ負債主ニ移スニ在リ其方法タルヤ債主此不動產ヲ得テ更ニ之ヲ負債主ニ貸渡シ負債主ノ拂フ可キ利子ノミノ高チ貸賃ト爲シテ受取り又日限ヲ定メ期日ニ至リ負債主ハ元金ヲ返還シテ其不動產ヲ買戻スヲ得可シト其賣買契約書中ニ定メ置クモノナリ即チ方今ノ買戻約束付ノ賣却ニ類似シタルモノナリ

Placards.

プラカル

公賣揭示

〔本義〕「アラケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「アラケ」ハ希臘ノ「プラキシ」ヨリ出ツ「プラキシ」ハ「板」ナリ今「アラケ」ハ「貼付ル」ノ義「プラカル」ハ「衆人」ニ知ラセル爲メ人ノ群集スル場所へ出ス張札「ナリ」因テ「糶賣」ノ廣告「ノ義」ニ用ユ

〔釋解〕公ケノ賣却ノ時廣告ニ用ユル揭示ナリ

〔參照〕拿住後ノ裁判執行ハ(訴)六一七以下、不動産ハ(訴)六九九、

プレドアリ

辯論

Plaidoirie.

〔本義〕古語ノ「フレド」ア「エ」トイフ働詞ヨリ出ツ「プレド」ア

「エ」ハ「裁判所」ニ訴ヘ裁判ヲ願フ「ノ義」ナリ
〔釋解〕訟庭ニ於テ代言人ノ爲シタル「コンクリッジョン」(論結ナリセ「ノ部」六〇)ノ詳述「タイプ」
〔參照〕「オーギアン」ス(「ア」ノ部九三)及ヒ「アウカ」(「ア」ノ部一〇一)參看

プレント

告訴

Plainte.

〔本義〕「アレンドル」トイフ働詞ノ現在分詞ノ名詞ト爲リタルモノナリ「アレンドル」ハ羅甸ノ「プランゼレ」ヨリ出ツ「プランゼレ」ハ「響」ヲ爲シテ打ツ「毆打スル」又タ「悲」ミニテ「己」レ「苦シメル」ノ義今「アレンドル」ハ「愁訴スル」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕管轄ノ法官ニ重罪或ハ輕罪ヲ告クルコナリ○ハ
シツレ他人ヨリ受ケタル讒謗又ハ損害ヲ裁判所ニ告ク
ル申立チイフ此申立ハ豫審判事又ハ檢事又ハ檢事ノ
補員タル司法警察吏ニ爲スモノナリ
〔參照〕〔治〕六三以下、

プリウ、ウアリウ

Plus-value.

増價

〔本義〕「プリウ」ト「ウアリウ」ト合成シシモノニテ「プリウ」ハ比較ノ語
ニテ「彼」レヨリ多キノ義「ウアリウ」ハ「ウアロアル」トイフ働詞ノ
過去分詞ニシテ「ウアロアル」ハ「物」ニ價アルノ義「ウアリウ」ハ「價
アル物」ノ義

〔釋解〕此時ヨリ彼時迄ノ間ニ種々ノ事故ニ因テ物件ニ

生シタル價ノ増加チイフ

モアン、ウアリウ

Moins-value.

減價

〔本義〕「モアン」ハ比較ノ語ニシテ「彼」レヨリ少キノ意ナリ
〔釋解〕「アリウアリウ」ノ反對ニシテ價ノ減少チイフ
〔參照〕〔民〕一六三三、

ポアン、ド、フェ

事實ノ點

ポアン、ド、ドロア

法律ノ點

Point de fait.

Point de droit.

〔本義〕「ポアン」ハ羅句ノ「ボンゼレ」ヨリ出ツ「ボンゼレ」ハ「刺
ス」ノ義故コ「ポアン」ハ本ト「刺傷シタル痛」ニシテ即チ「針

尖ノ刺ス處「チイフ」「ド」ハ「ノ」ナリ「フエ」ハ「事實」「ドロア」ハ「法」ナ
リ(デノ部六四)

〔釋解〕「ポアン、ド、フエ」ハ訴訟ト爲リタル事實ノ説明チイヒ
「ポアン、ド、ドロア」ハ訴訟ノ審判ニ適用スル法律上ノ論
題ノ説明チイフ

〔參照〕(訴)一四一、

ポリス

警察

三十一
Police

〔本義〕希臘ノ「ポリス」ヨリ出ツ「ポリス」ハ「市府」ナリ今「市府
ノ安寧ヲ保持スル」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕「ポリス」ハ安寧保持ノ義ナリ又特別ニ其安寧保持
ノ爲ニ任セラレタル行政官ノ一部ヲモイフ

Police judiciaire.

ポリス、ジウヂシエル

司法警察

オフィシエ、ド、ポリス、ジウヂシエル

司法警察官吏

Officiers de police judiciaire.

〔本義〕「ジウヂシニル」ハ「裁判上」ノ「義」オフィシニ「ハ」職員「ナリ」

(オノ部二)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ポリス、ジウヂシニル」ハ司法警察チイヒ「オフィシエ、ド、
ポリス、ジウヂシニル」ハ重罪輕罪又ハ違警罪ノ探知及ヒ
告發ノ任ヲ受ケタル總ヘテノ官吏チイフ○ハシツレ「ポ
リズ、ジウヂシニル」ノ目的トスル所ハ法律ノ執行及ヒ法
律所定ノ刑ノ施行ニ在リテ治罪法ノ定規ニ依リ控訴
院ノ命ニ從ヒ重罪輕罪及ヒ違警罪ヲ捜査シ證據ヲ取

經メ犯者ヲ裁判所ニ引渡スヲ以テ其職トス又「オフィシ
エ、ド、ポリス、ジツヂシエル」ハ檢事、豫審判事、治安裁判官、檢
察官、邑長、副邑長、備警兵ノ士官、田野ノ看守人山林ノ看
守人チイフ

Simple Police.

サンプル、ポリス
違警罪裁判所

Police correctionnelle.

ポリス、コレクシオ子ル
懲治罪裁判所

〔本義〕違警罪ノ審判ハ「センプルポリス」ノ法官ニ屬シ輕
罪ノ審判ハ「ポリス、コレクシオ子ル」ニ屬シ「センプル、ポ
リス」ハ警察ノ規則ヲ犯シタル罪ヲ審理スル裁判所チ
イヒ「ポリス、コレクシオ子ル」ハ通例違警罪ヨリ重キ罪

ニシテ未タ重罪裁判所ニテ審判スベキ程ノ重キニ至
ラサル犯罪ヲ審理スル裁判所チイフ

ポリス、ド、アシウランス

Police d'assurance.

保險證書

〔本義〕「ポリス」ハ羅句ノ「ポリシタシオ」ヨリ出ツ「ポリシタ
シオ」ハ「約束」ナリ今「ポリス」ハ「契約」ト同義ニ用ユ「ド」ハ「ノ」
ナリ「アシウランス」ハ「保險」ナリ（アノ部八七）（口音）「ド、アシウ
ス」ハ「ダシウランス」ナリ

〔釋解〕保險契約ノ存在ヲ證スル書付ニシテ變事アリシ
場合ニ於テ保險セラレタル人其「プリム」（保險料）ヲ受取
ル時ニ用テ爲スモノナリ○リトレ海上保險ヲ頼ミシ
人ヨリ保險ヲ爲シタル人ニ船舶歸着ノ時百ニ付幾何

ノ保險料ヲ拂フヘシト約シタル一ノ國ヨリ他ノ國ヘ
ノ海上運送ノ保險契約ヲイフ其契約ハ必ス證書ニ認
ムルモノトス

〔參照〕警察ノ法ハ(民)三、司法警察ハ(治)八以下、違警罪ハ(刑)
一、四六四以下、時効ハ(治)六三九以下、特別ノ監察ハ(刑)一
一、四四、四五、違警罪裁判所ハ(治)一三七以下、治安裁判所
ハ(治)一三九以下、邑長ハ(治)一六六以下、控訴ハ(治)一七二
以下、管轄ハ(治)一七四以下、一七九以下、一九九以下、大審
院上告ハ(治)二一六、四〇七以下、懲治裁判所ハ(治)六〇〇
以下、五二六、五二七、五四二、(刑)四七一、

波兒孫 ボルシオン 地士波尼匄立 デイスボニブル 陀弩 トースト 啞 ブオン
處置スルヲ得ヘキ部分

Portion disponible

〔本義〕「ポルシオン」ハ「部分」ナリ「デスポニブル」ハ「デスポゼ」
トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ「ジスポゼ」ハ「物ヲ
隨意ニ處置スル」ノ義ナリ

〔釋解〕「レゼルウ、レガル」(法律上存留ナリニルノ部三六)ヲ
以テ制限シタル外自由ニ爲シ得ヘキ財産ノ部分ヲイ
フ〇リトレ無報ノ名義ニテ隨意ニ處置スルヲ得ル財
産ヲイフ

Portion virile.

相續人各自ノ部分

〔本義〕「ウイリル」ハ本「男子」ヲイフ今「相續人」ノ「コ」ニ用ユ
〔釋解〕同一ノ名義ヲ以テ同一ノ相續ヲナス相續人ノ各
自ニ屬スル部分ヲイフ〇リトレ此語ハ遺物相續ノ分

前トイフト同シ之ヲ詳言スレハ一ノ相續中ニテ相續人各自ノ部分タルモノチイフ然レ其相續ハ必スシモ平等ニ分ツモノニ非ス

〔参照〕所置スルヲ得ヘキ部分ハ(民九一三以下、一〇九四、一〇九五、一〇九八、相續人各自ノ部分ハ(民八七三、

三三

Possession.

ポセシオン

占有

〔本義〕「ポセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「ポセデ」ハ羅甸ノ「ポシ」デレ」ヨリ出ツ「ポシデレ」ハ「ポスト」セデレ」ト合成セシモノニテ「ポス」ハ前詞ナリ「セデレ」ハ「工合ヒ好クアル」ノ義「ポシデレ」ハ即チ「物ノ上ニ坐シテ居ル」ノ意

〔解解〕所有者タルノ名義又ハ他ノ名義ニテ物ヲ占領スルコナリ○「バシ」自ラ物件ヲ有シ若クハ其權利ヲ行ヒ又ハ名代人ヲシテ物件ヲ有セシメ若クハ權利ヲ行ハシメ其物件又ハ權利ヲ己レニ保持スルコナリ是レ民法第二千二百二十八條ノ義解ナリ

ポセシオン、ペジブル

安穩ヲ占有

Possession paisible.

〔本義〕「ペジブル」ハ「安全ナル」ノ義

〔釋解〕「按」暴行ヲ以テ得タルコ非ス又暴行ヲ以テ保チタルニ非サル占有チイフ(「ムーロン」ニ據ル)

ポセシオン、ピュブリク

公然ヲ占有

Possession publique.

〔本義〕「ビツブリク」ハ「公然ナル」ノ義

〔釋解〕「ムーロン」占有ノ有無ヲ知ルコ付キ關係アル人ノ實際之ヲ知ルト知ラサルトテ問ハス其人コ隠サスシテ爲シタル占有ヲ「ボセシオン、ビツブリク」トイフ

Possession non interrompue.

不斷ノ占有

〔本義〕「ノン」ハ「不」ナリ「エンテロンビツ」ハ「斷絶セラレタル」ノ義「ノン、エンテロンビツ」ハ即チ打チ斷タレザル」ノ意ナリ
〔釋解〕「按」占有ノ「エンテロン」ブシオン「斷絶ノ義」ヲ分テ二トス曰ク自然ノ斷絶曰ク民法上ノ斷絶自然ノ斷絶ハ占有者自ラ好テ其占有ヲ抛棄シタルキ、若シシハ占有者他人ノ所爲ニ由リ一年以上其占有ヲ失ヒタルトキ

ニ在リトス民法上ノ斷絶ハ裁判所呼出、要決書拿住、勸解呼出、占有者ヨリ其所有者ノ權利ヲ認ルコニ在リトス此ノ自然斷絶民法上斷絶ノナキ占有ヲ「ボセシオン、ノン、エンテロンビツ」トイフ（「ムーロン」ニ據ル）

Possession précaire.

ボセシオン、プレケル
依囑ヲ占有

〔本義〕本部四「プレケル」ノ所ニ見ユ

〔釋解〕同上

Possession de bonne foi.

ボセシオン、ド、ボンヌ、フォア
善意ノ占有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ボンヌ、フォア」ハ「善意」ナリ（ベノ部二）
〔釋解〕「按」占有ノ原因ニ瑕瑾アルヲ知ラスシテ爲ス所ノ

占有ナリ

Possession de mauvaise foi.

ポセシオン、ド、モーウエズ、フォア
悪意ノ占有

〔本義〕「モーウエズ」ハ「悪キ」ノ義「フォア」ハ「意」ナリ

〔釋解〕「按」占有ノ原因ニ瑕瑾アルヲ知リテ爲ス所ノ占有ナリ

Envoi en possession.

アンウオア、アン、ポセシオン
占有ノ准許

〔本義〕「アンウオア」ハ「送ル」ノ義「アン」ハ「コ」ナリ

〔釋解〕物件ヲ渡スヲナリ〇リトシテ正當相續人、失踪者ト申渡シタル人ノ相續人、例外相續人、私生ノ子、匹偶者及ヒ政府、等ニ或ル占有ヲ許ス裁判上ノ所爲ヲイフ

Possession d'etat.

ポセシオン、ド、エタ
身分ノ占有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エタ」ハ「身分」ナリ（エノ部二七（口音）ド、エタ）ハ「デタ」ナリ

〔釋解〕或ル一人ト其親屬トノ間ニ親タリ子タルノ關係ヲ表シ且ツ其「エタ、シウイル」ヲ證スルニ足ルノ性質ヲ有スル事實ノ集合ヲイフ

〔參照〕（民）二二二八以下、時効ノ斷絶ハ（民）二二三六以下、占有准許ハ（民）一二〇、八一七、七二四、一〇〇八、一〇一四ヨリ一〇一六マテ、一〇一八、身分ノ占有ハ（民）三一九ヨリ三二〇マテ、一九五ヨリ、一九七マテ、懇求ノ占有ハ（民）二二三六、二二三九、

Possessoire.

ポセソアル

占有^ヲ

〔本義〕「ポセシオン」ノ形容詞ニシテ「占有」ノ意(本部三三「ポセシオン」ノ所ニ見ユ)

〔釋解〕同上

アクション、ポセソアル

Action Possessoire.

占有^ヲ訴權

〔本義〕「アクション」ハ「訴權」ナリ(アノ部二九)

〔釋解〕「アクション、ポセソアル」及ヒ「アクション、アン、コンプレント」(保守ナリセノ部五四)ハ土地又ハ不動産ニ屬スル權利ノ占有ヲ目的ト爲シタル訴ヲイフ此訴ノ主トスル所ハ安穩、公ケ、不斷ニシテ而シテ借人ノ名義ニ

Posthume.

ポステナム

遺腹子

アラサル要件ヲ具ヘ且ツ暴行ナクシテ毎年占有ヲ保ツコ在リ○リトレ占有ヲ擾害サレ又ハ奪掠サレタル者ヨリ其占有ノ保全又ハ取戻シヲ請フ訴ヲイフ○ハシレ他人ノ爲メニ犯サレ安穩ニ保ツ能ハサル土地又ハ不動産ニ關スル物權ノ占有ノ取戻シヲ目的トスル人權上ノ訴ナリ他人ニ奪取ラレタル場合ニテハ「アクション、レエンテグラント」トイフ(復舊ナリエルノ部二二)他人ノ爲メニ犯サレテ安穩ニ保ツ能ハサル場合ニテハ「アクション、アン、コンプレント」トイフ

〔参照〕(民)一二四八、二〇六〇ノ二項、(訴)三ノ二項、二三以下、

〔本義〕羅句ノ「ボスチツモス」ヨリ出ツ「ボスチツモス」ハ「物ノ後」ノ義ナリ

〔釋解〕父ノ死後ニ生レタル子チイフ此場合ニ於テ懷妊ノ間ハ其母チ「キツラツール、オー、ウアントル」トナス

三六

Postulation.

ボスチウラシオン

代訴

〔本義〕「ボスチツレトイフ」勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「ボスチツレ」ハ羅句ノ「ボシ」ヨリ出ツ「ボセ」ハ「願フ」ノ義「ボスチツレ」ハ「訴訟ノ手續ヲ以テ願フ」ノ意ナリ

〔釋解〕代訟人ノ職務ヲ行フチイヒ他人其職務ヲ犯ス「チモイフ」裁判所ニ於テ「ボスチツラシオン」チ爲ス「ハ」代訟人外ノ人ニハ之チ禁ス○「バシツレ」裁判所ニ出テ訴

訟人ニ代リ行フ所爲チイフ「ボスチツラシオン」ノ權ヲ行フハ獨リ代訟人ニ限ル此權ヲ犯スモノハ罰金チ科シ訴訟ニ付キ其人ノ得タル物チ沒收シテ之チ代訟局ニ納メ又之カ爲メニ損害チ被リタル者ニ對シテ賠償ノ責チ負ハシム

三七

Potestative.

ポテスタチウ

任意ヲ

〔本義〕セノ部六三「コンヂシオン」ノ處ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕民九四四、一〇八六、一一七〇、一一七四、

プールシウイト

三八

Poursuites.

起訴

ペノ部

〔本義〕「フルシウウル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ
 「プールシウウル」ハ「プール」ト「シウウル」ト合成セシモノ
 ニテ「プール」ハ「向ヒテ」ノ義「シウウル」ハ「從ヒ續ク」ノ義「プ
 ールシウウル」ハ「人ヲ追掛ル」ノ義「プールシウイト」ハ「追ヒ
 カケル」トニシテ今マ義務アル者ヲ追ヒカケテ請求ス
 ルノ意ニ用ユ

〔釋解〕總テ「エクゼキツシオン」(執行ナリエノ部三四)ノ所爲
 ナイフ又總テ執行ヲ願フノ所爲ナイフ○リトレ辨濟
 ナ得ンヲ欲シ又損害ノ賠償ヲ要セント欲シ若クハ
 犯罪ノ懲罰アラソクヲ欲シテ訴ヲ爲スヲナイフ

Poursuivant.

プールシウウアン

起訴人

Pourvoi.

上告

〔本義〕「プールシウイト」トイフ働詞ノ現在分詞ノ名詞ト
 爲リタルモノニテ「訴訟ヲ爲ス」ノ義
 〔釋解〕「プールシウイト」ヲ行フ人チイヒ又特別ニ「セシ」(拿住
 ナリエ。スノ部一)ヲ行フ人チイフ
 プールウオア

〔本義〕「プールウオアル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ
 「プールウオアル」ハ羅甸ノ「プロウイデレ」ヨリ出ツ「プロウイデ
 レ」ハ「プロ」ト「ウイデレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「爲メニ」
 ノ義「ウイデレ」ハ「看ル」ノ義「プールウオアル」ハ「物ニ順序ヲ立
 テ」又「必要ノモノヲ備へ」又「闕ヲ補フ」ノ義ナリ
 〔釋解〕裁判ニ對シテ爲ス「ルクル」(上訴ナリエルノ部一

六〇リトレ法律ニ違反ノ件アルヲ以テ司法裁判所ノ
裁判或ハ行政裁判所ノ裁判及ヒ其他ノ行政官ノ決定
ヲ破毀スルヲメ大審院又ハ參議院ニ申出ル訴訟ノ名
ナリ

Pourvoi en cassation.

ブールウオア、アン、カサシオン
破毀上告

〔本義〕「アン」ハ「ニ」ナリ「カサシオン」ハ破毀ナリ（セノ部一二）
〔釋解〕「按」大審院ニ出テ裁判ノ破毀ヲ求ムルヲナリ
〔參照〕上告ハ（治）一七七、三七一、四一六以下、五二〇、

四〇 Préalable.

豫先ヲ

〔本義〕「プレト」「プレト」合成セシモノヨテ「プレ」ハ「前」ニナリ

プレアラブル

「アレ」ハ「行ク」ノ義ナリ
〔釋解〕他ノ事ノ前ニ爲ス可キヲナリ〇リトレ他ノ事ニ
移ル前ニ先ツ言ヒ又ハ爲シ又ハ調ブ可キヲタイプ

Formalités préalables.

豫先ヲ法式

〔本義〕「フォルマリテ」ハ「法式」ナリ

〔釋解〕「按」裁判上又ハ行政上ノ處分ニ付キ先ツ行フヘキ
法式タイプ

プレケール
不咧開兒 嚙

依囑ヲ

〔本義〕羅句ノ「プレカリッス」ヨリ出ツ「プレカリッス」ハ「プレキ
ス」ヨリ出ツ「プレキス」ハ「祈願スル」ノ義「プレカリッス」ハ「願

四一 Précaire.

ペノ部

ニ由テ得ルノ義ナリ

〔釋解〕期限アルモノ、意ナリ〇リトレ人ノ許諾或ハ思
惠ニ由ルニ非サレハ行フ能ハサルコニテ常ニ他ニ從
屬スルコナリ

Possession précaire.

ボセシヤン
撥士悅旬 不咧開兒
依囑ヲ占有 隣

〔本義〕ボセシヤンハ占有ナリ(本部三三)

〔釋解〕所有權ノ占有ヨリ全ク離レタル占有チイフ例ヘ
ハ收實者、小作人、及ヒ附託チ受ケタル人ノ如キハ皆「フ
レケル」ノ占有チ爲スモノナリ〇リトレ所有者トシテ
占有スルニ非スシテ只使用ノタメニ借ルカ或ハ貸借
リニテ物件チ占有スルコナリ

四二 Preciput.

〔參照〕(民)二二三六、二二三九、

プレシビウ

先取

〔本義〕羅甸ノ「プリウシビウ」ヨリ出ツ「プリウシビウ」ハ「プ
リ」ト「カペレ」ト合成セシモノニテ「フリ」ハ「先」ノ義「カペ
レ」ハ「取ル」ノ義

〔釋解〕分配前ニ取ルコナリ即チ全額ノ内ヨリ其一部分
チ先取スルコナリ夫婦財產共有ニ就テハ法律上ノ「プ
レシビウ」アリ又契約上ノ「プレシビウ」アリ遺物相續ニ就テ
ハ「プレシビウ」中ニアリテ分配分ノ外タル贈遺アルコ
アリ〇ハ「シ」全額ノ内ヨリ或ル部分チ先キニ取リ去
ルコナリ例ヘハ死者ノ相續人中ノ一人其死者ヨリ得

タル遺囑ノ箇條ヲ以テ相續ノ内ヨリ法律ニテ附與スル所ノ部分ノ外ニ一部分ヲ取り去ルヲ得ル是レナリ然レ此「アレシビ」ハ死者隨意ニ處分シ得ヘキ高チ超ルヲ得ズ

〔參照〕相續人ノ受ケタル贈遺ハ(民)九一九、夫婦財產共用ハ(民)一四九七ノ六項、一五一五以下、

プレジウヂシエル

四三
Préjudiciel.

豫斷ヲ

〔本義〕羅甸ノ「プレジヂシオム」ヨリ出ツ「プレジヂシオム」ハ「プレ」ト「ジヂカレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ「ジヂカレ」ハ「裁判スル」ノ義「プレジヂシオム」ハ「前ノ裁判」ノ義ナリ

〔釋解〕他ノ處分ヲ爲サ、ルノ前ニ審判スヘキヲナリ

Questions préjudicielles.

ケスシオン、プレジウヂシエル
豫斷事件

エクセプシオン、プレジウヂシエル
豫斷申立

Exceptions préjudicielles.

〔本義〕「ケスシオン」ハ「事件」ナリ「エクセプシオン」ハ「例外」ナリ(エノ部三一)

〔釋解〕リトレ「ケスシオン」、プレジウヂシエル「ハ主タル爭訟ノ件ヲ審判スル前ニ先ツ裁判スヘキ事件ヲイフ○「按」
「エクセプシオン」、プレジウヂシエル「ハ訴訟ニ於テ原告ヨリ訴へ出タル本案ニ對シ被告人ヨリ己レノ防禦トシテ本案外ノ事ヲ申立ツル」アリテ先ツ其申立ヲ審判

スヘキトキハ其申立テ「エクセプシオン、プレジヂシ
ニル」トイフ

プレジウゼ

四四

Préjugé.

豫先判決

〔本義〕「プレ」ト「ジウゼ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ
「ジウゼ」ハ判決シタルノ義ナリ

〔釋解〕訴訟本案ノ判決ヲ爲サントメニ取掛リタル吟味
ノ前ニ爲シタル判決チイフ

プレメヂタシオン

四五

Préméditation.

豫謀

〔本義〕羅甸ノ「プレメヂタリ」ヨリ出ツ「プレメヂタリ」ハ「プレ」ト「メヂタリ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前ヨリ」ノ義

四六

Préparatoire.

豫爲

本案外豫審

「メヂタリ」ハ「謀ル」ノ義ナリ
〔釋解〕前以テ巧ミタル企チイフ○リトレ法律語ニテハ
罪ヲ犯ス前ニ考思シテ爲シタル企チイフ
〔參照〕(刑)二九六、二九七、
プレパラトアル

〔本義〕羅甸ノ「プレパラレ」ヨリ出ツ「プレパラレ」ハ「プレ」ト
「パラレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ノ義「パラレ」ハ
「處置スル」ノ義ナリ
〔釋解〕リトレ前以テ用意スルコナリ(シ)ノ部六「シウシマ」
ノ處參看)

〔参照〕治安裁判所ハ〔訴〕三一民事裁判所ハ〔訴〕四五一、四五二、

不咧士克哩不孫 剖崙 啖

時効

Prescription

〔本義〕羅句ノ「プレスクリベレ」ヨリ出ツ「プレスクリベレ」ハ「プレ」ト「スクリベレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ「前」ノ義「スクリベレ」ハ「記ルス」ノ義ナリ此二義ニ依ルキハ今佛國ノ法律ニ用ヰル所ノ年月ノ經過ニ由テ所有權ヲ得又義務ヲ免ル、ノ法方タルノ意ヲ含ム「ナシ然ル古ヘ羅馬訴訟ノ法式ニ一ノ訴訟事件アル時ハ「プレツール」(上等裁判官ノ名)ヨリ「ジッジャ」(下等裁判官ノ名)ニ其事件ヲ裁判スルノ權ヲ制限スル爲メ渡ス書付ノ

は

首メニ物件取戻シノ場合ニハ久シキ時間占有セサルモノ、ミ審判スヘシト記載スルヲ例トセリ之ヨリシテ今佛國ノ法律ニ用ヰル所ノ意トナレリ○ボアソナド氏云ク「プレスクリプシオン」ハ「エフエ、ヂッ、タン」ト譯スヘシ「エフエ」・「效」ナリ「ヂッ」ハ「ノ」ナリ「タン」ハ「時」ナリ〔釋解〕年時ノ經過ニ由リ法律ヲ以テ定メタル條件ニ循ヒ物ヲ得或ハ責ヲ免ル、ノ一方法ナリ

Prescription annale.

プレスクリプシオン、アンナル

一年ヲ時効

Prescription biennale.

プレスクリプシオン、ビアンナル

二年ヲ時効

〔本義〕「アンナル」ハ「一箇年」ノ義「ビアンナル」ハ「二箇年」ノ

ノ義ナリ

〔釋解〕「按」プレスクリプション、アンナルハ一年ニテ完全スル「プレスクリプション」チイフ又「プレスクリプション」、ピアンナルハ二箇年間ニテ完全スル「プレスクリプション」チイフ

〔參照〕第一、民法ニ付概則ハ(民)二二一九以下、占有ハ(民)二二八以下、期限ノ計算ハ(民)二二六〇以下、三十年ノ時効ハ(民)二二六二以下、十年二十年ノ時効ハ(民)二二六四以下、十年以下ノ時効ハ(民)二二七一以下、勸解ハ(訴)五七、支配地ハ(訴)五四一、五六〇、贈遺ハ(民)九六六、嫁資ハ(民)一五六〇、一五六一、通路ナキ土地ハ(民)六八五、詐偽吟味ハ(訴)二三九、目錄相續人ハ(民)八〇九、書入及ヒ特權ハ(民)二

一八〇ノ四項、幼年者ハ(民)四七五、義務ハ(民)一二三四、分配ハ(民)八八六、所有權ハ(民)七一二、身分ノ訴ハ(民)三二八、取消ハ(民)一三〇四、財産ノ分離ハ(民)八八〇、土地ノ義務ノ設置ハ(民)六九〇、六九一、土地ノ義務ノ消滅ハ(民)七〇六以下、民事ノ會社ハ(民)一八五四、連帶義務ハ(民)一一九九、一二〇六、一二一二、水源ハ(民)六四一、六四二、遺物相續ハ(民)七八九、七九〇、入額所得、使用、借屋ハ(民)六一七、六一七、賣却ハ(民)一六二二、買戻ハ(民)一六六〇、一六六二、一六六五、賣約取消ハ(民)一六七六、第二、商法ニ付海商ハ(商)四三〇以下、仲買人ハ(商)一〇八、商賣手形ハ(商)一五五、一八九、商業會社ハ(商)六四、第三、刑法ニ付テハ(刑)三二(治)二、六三五以下、

Présumptif.

プレゾンプナフ
推測ヲ

Héritier présumptif.

エリナエ、プレゾンプナフ
推測^シ繼嗣

〔本義〕羅句ノ「プレシメレ」ヨリ出ツ「プレシメレ」ハ「プレ」ト「シメレ」ト合成セシモノコテ「プレ」ハ「前」ナリ「シメレ」ハ「取ル」ノ義今「プレゾンプナフ」ハ「推シ測ル」ノ意ニ用ユ「エリナエ」ハ「繼嗣」ナリ（アシノ部二）

〔釋解〕「エリナエ、プレゾンプナフ」ハ遺物相續ヲ受取ヘキ人ト推測セラレタル繼嗣チイフ

〔參照〕失踪ハ（民）一二〇、一二一以下、拒辭ハ（訴）三七八ノ七項、

Présumption.

プレゾンプシオン
推測

〔本義〕「プレゾンプナフ」ト同シ

〔釋解〕法律上ニ定ムル所ニ依リ又ハ法官ノ判断ニ依リ既ニ知タル事ヨリ知ラサル事ニ推シ及ホシテ測カル

「チイフ」

プレゾンプシオン、レガル

Présumptions légales.

法律ヲ推測

〔本義〕「レガル」ハ「法律」ノ義

〔釋解〕民法第千三百五十條ニ云或ル證書又ハ或ル事柄ニ就キ別段ニ法律ニテ設ケタル推測チイフ

Présumption de fait.

プレゾンプシオン、ド、フェ

事實ノ推測

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フエ」ハ「事實」ナリ

〔釋解〕按民法第千三百五十三條ニ云ク法律上ニ定メサル推測ハ裁判官ノ知識ト思慮トニ因リ爲スモノナリ但シ裁判官ハ重要ニシテ且ツ詳明符合シタル推測ニ非サレハ之ヲ爲ス可カラズ此推測ヲ「アレツン」アシオン、ド、フエ」トイフ

〔參照〕(民)一三一六、一三四九、法律上推測ハ(民)一三五〇以下、事實上推測ハ(民)一三五三、

プレー

貸附

五〇 Prêt

〔本義〕「フレー」テ「トイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ「プレー」テ

ハ羅句ノ「プレスタレ」ヨリ出ツ「プレスタレ」ハ「プレ」ト「スタレ」ト合成シシモノニテ「プレ」ハ「前」ニ「ノ義」スタレ」ハ「立」テ置ク」ノ義「プレスタレ」ハ即チ「供スル」ノ意ナリ
〔釋解〕一人ヨリ他人へ返還ノ義務ヲ負ハシメテ物件ヲ渡ス契約チイフ○リトレ金錢又ハ他ノ物件ヲ貸スナリ

プレー、ド、コンソマシオン

消費物、貸附

Prêt de consommation.

〔本義〕セノ部七四ニ見ユ

〔釋解〕同上

プレー、ア、ユザシウ

使用、貸附

Prêt à usage.

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「ユザシツ」ハ「使用」ナリ（ユノ部四）
〔釋解〕貸主ヨリ借主ノ使用ノタメ物件ヲ貸渡シ借主之ヲ用ヒタル後ヲ貸主ニ還スヘキ契約チイフ此貸借ハ必ス恩惠ニシテ無報ノモノナリ又之ヲ「コンモダ」トイフ（無貸貸ナリセノ部四五）

Prêt à intérêt.

プレー、ア、エンテレー
利付ノ貸附

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「エンテレー」ハ利息ナリ（イノ部二二）
〔釋解〕「リト」レ「負債主ヨリ利息ヲ拂フヘキ約條ヲ以テ爲シタル貸附チイフ

Prêt sur gage.

プレー、シウル、ガジウ
質取り貸附

〔本義〕「シウル」ハ「上」ニナリ「ガジウ」ハ「質入」ナリ（ゼノ部二）
〔釋解〕「バシッレ」ナンチスマン（質入）ナリエヌノ部二又ハ貸高ヨリ高價ナル物件ヲ抵當トシテ爲ス所ノ貸附チイフ

Prêt à grosse aventure.

プレー、ア、グロス、アウアンチウル
行險貸附典船貸附

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「グロス」ハ「約條」ナリ「アウアンチウル」ハ「僥倖」ノ義（ゼノ部一二參看）
〔釋解〕海上商事ノ契約ニシテ其性質ハ委運ノモノナリ即チ貸主危険ヲ保シ船ヲ引當トシテ貸スヲナリ○「バシッレ」プレー、ア、ラ、グロス（プレー、ア、ラ、グロス）トイヘハ自ラ「アウアンチウル」ノ意ヲ包含スルモノナリハ「フォルチン、ド、

メル(海上變災ナリエフノ部二二)ヲ受クルモ知ル可カ
ラサル物件ノ引當ニテ爲ス貸附ナリ此貸附ニハ一條
件アリテ其物件幸ニシテ到着スレハ貸主ハ貸金ノ外
ニ利益ノ名義ニテ若干ノ金ヲ得若シ變事アルトキハ
貸主ハ現存スル物件ノ價ノ外一物ヲモ要求スルヲ得
ズ

(參照)(民)一八七四以下、一八八〇以下、一八八八以下、一八
九二、一八九八、一九〇二以下、利付貸借ハ(民)一九〇五以
下、質入貸借ハ(刑)四一一、危險抵當貸借ハ(商)三一以下、
三四七、(民)一九六四、(商)四三二、一九一ノ九項、一九二ノ七
項、

五二

Preuve.

プルーウ

證據

(本義)羅句ノ「プロウ」ヨリ出ツ「プロウ」ハ割符ノ一方ニシ
テ賣方ノ手ニ存スルモノナリ
(釋解)總テ事柄又ハ契約ノ眞實ナルヲ確定スルモノ
ヲイフ

Preuve literale.

プルーウ、リテラル

書證

Preuve testimoniale.

プルーウ、テスナモニアル
人證

(本義)「リテラル」ハ「記載」ノ義「テスナモニアル」ハ「證憑」ノ
ノ義ナリ

(釋解)「ムーロン」「プール」ウ、リテラル」ハ書附ニテ爲シタル證

ペノ部

據チイフ○リトレ「アルーウ、テスチモニアル」ハ證人チ以テ爲ス證據チイフ

〔參照〕(民)一三一七以下、

五二 Prévarication.

プレウアリカシオン

私曲

〔本義〕「プレウアリケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「プレウアリケ」ハ羅句ノ「プレウアリカレ」ヨリ出ツ「プレウアリカレ」ハ「プレ」ト「ウアリカレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ「ウアリカレ」ハ「膝ヲ折ル」ノ義「プレウアリカレ」ハ「直線ヨリ離ル、」ノ意ナリ

〔釋解〕害スル意アリテ公ケノ官吏其職務上ニ盡スヘキ本分ヲ盡サスシテ枉ケテ事ヲ行フチイフ

五三

Prévention.

〔參照〕(民)二一〇二ノ七項、

不喇挽孫 プレウアンジオン

拜云 パヨン

畔 パオン

求刑

〔本義〕羅句ノ「プレウニレ」ヨリ出ツ「プレウニレ」ハ「プレ」ト「ウニレ」ト合成セシモノニテ「プレ」ハ前詞ナリ「ウニレ」ハ「來ル」ノ義「プレウニレ」ハ「預防スル」ノ意ナリ
〔釋解〕一般ノ意味ニテハ「アキザシオン」(公訴ナリアノ部一九)アリテ未タ判決ヲ受ケザル前ノ被告者ノ身分チイフ○ハ「シッレ」輕罪ニ付テハ判事會議局ヨリ輕罪裁判所ニ送付セラレタル罪犯ノ有様又ハ重罪ニ付テハ重罪取調局へ送付セラレタル罪犯ノ有様チイフ此時ヨリ罪犯チ「プレウニレ」トイフ

Prévenu.

アレウニウ

被求刑者

〔本義〕「アレウニウ」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「アレウニウ」ハ「預防スル」ノ義今「アレウニウ」ハ「預防セラレタル人」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「アレウニウ」ノ位置ニアル人チイフ（アノ部一九「アキザシオン」參看）○センボ子「豫審裁判官」ヨリ裁判所ニ送付セラレタル人ナリ

〔參照〕被求刑者ハ（治）二一七、二二三、

五四

Prise à partie.

不^ブ唎^ズ吐^ア亞^{バル}兒^{テイ}的^イ
裁判官ヲ訴ル事
嚙^{ビツ}亞^ア 潑^{バツ}

〔本義〕「プリズ」ハ「取ル」ノ義「ア」ハ「ニ」ナリ「バル」ハ「本人」ナ

五五

Privilege.

特權

リ（本部一四）
〔釋解〕裁判官ノ「アレウ」リカシオン（私曲ナリ本部五二）ヲ訴ントスル人ノタメニ設ケタル上訴ナリ○リトレ法律ニ豫定シタル場合ニ於テ訴訟人ヨリ其掛リ裁判官ヲ相手取り上訴スルコトナリ
〔參照〕（訴）四九ノ七項、八三ノ五項、五〇五以下、（治）七七、一一二、一六四、二七一、三七〇、四九四、
プリウイレジツ

〔本義〕羅甸ノ「プリウイレ」シオムヨリ出ツ「プリウイレ」シオムハ「プリウ」ツ「ト」レク「ス」ト合成セシモノニテ「プリウ」ツ「ス」ハ「私」ノ意ナリ「レク」スハ「法」ナリ「プリウイレ」シオムハ本ト

ペノ部

「一個人ノ事ニ付キ設ケタル例外ノ法律」トイフ義ナリ
 シガ後チ轉シテ「特權」又ハ「惠ミ」ノ義ト爲レリ
 [釋解]人權ノ品位ニ由リ一人ノ權利者他ノ總テノ權利者ヲ排除シ先取ヲ爲スノ權利チイフ
 [參照](民)二〇九二以下、二〇九五以下、動産ハ二一〇〇以下、不動産ハ(民)一二〇三以下、動産及ヒ不動産ハ(民)二一〇四以下、保存ハ(民)二一〇六以下、登記ハ(民)二一一四以下、他人ノ物ヲ占有スル者ハ(民)二一六六以下、消滅ハ(民)二一八〇、除去ハ(民)二一八一以下、保證ハ(民)二〇三七、刑事ハ(治)一二一、人權讓渡ハ(民)一六九二、仲買人ハ(商)九三以下義務更換ハ(民)一二九九、分配ハ(訴)六六一以下、嫁資分轄ハ(民)一五七二、分散ハ(商)四四五、四四八、五五二以下、船

Prix.

船ハ(商)一九〇、更改ハ(民)一二七八、不動産拿住ハ(訴)七一四、代權ハ(民)一二五一、財産攝代ハ(民)一〇六九、

價直

[本義]羅甸ノ「アレシオム」ヨリ出ツ「アレシオム」ハ本ト「買」ノ義今「物」ヲ賣買スルニ付其物ニ定マリタル價「チイフ」

[釋解]物ノ價チイフ

プリ、フェ

Prix fait.

請負

[本義]「フェ」ハ「爲シタル」ノ義
 [釋解]センボ子定リタル價ニテ工作等ノ起作ニ付爲シ

タル約束ヲ「マルセ」又「プリ、フェ」トイフ

〔参照〕(民)一五八三、請負ハ(民)一七一一、一七八七以下、

プロセヂウル

手續

五七

Procédure.

〔本義〕「プロセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロセデ」ハ羅句ノ「プロセデレ」ヨリ出ツ「プロセデレ」ハ「プロトセデレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ前詞ナリ「セデレ」ハ「行ク」ノ義「プロセデレ」ハ「事務ヲ取扱フ」ノ意ナリ

〔釋解〕裁判所ニ於テ吟味ヲ爲ス時ニ遵守スヘキ規則ヲイフ○センボ子訟求シ、防禦シ、吟味シ、裁判シ、上訴スルニ當リテ遵フ可キ式例ナリ要スルニ「プロセヂウル」ハ「争訟ノ主意即チ「フォン」基礎ナリ(エフノ部一一)ニ對シテイフ

語ナリ

〔参照〕概則ハ(訴)一〇二九以下、

プロセ

五八

Procès.

争訟

〔本義〕羅句ノ「プロセシッス」ヨリ出ツ「プロセシッス」ハ「前ニ進ム」又「進歩」ノ義今「裁判所ニテ吟味ニ進ム」ノ意味ヨリシテ「訴訟」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕裁判所ニテ爲ス争訟ヲイフ○リトレ二人以上數人ノ間ニ相協ハサルコアリテ裁判官ノ面前ニテ爲スノ争辯ヲイフ

プロセ、ウエルバル

調書

五九

Procès verbal.

ペノ部

〔本義〕「プロセ」ハ「争訟」ナリ「ウエルバル」ハ「口演スル」ナリ昔ハ文官ナル者ハ裁判官ノ前ニテ口上ニテ申立チ爲セシ「アアリシ」ヨリ遂ニ其申立チ書取リタル書付チ「プロセ、ウエルバル」トイフニ至レリ

〔釋解〕職務内ノ事柄チ確證スルタメニ公ケノ官吏ノ作リタル書付チイフ

〔參照〕民事ハ(訴)二五九、二六九、二七五、三一五、刑事ハ(治)一、一六、二九、

プロキウラシオン

代理委任狀

代理

六〇 Procurator.

〔本義〕羅甸ノ「プロキウラレ」ヨリ出ツ「プロキウラレ」ハ「プロト

Procureur de la république.

「キウラレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「爲メ」ノ義「キウラレ」ハ「世話スル」ノ義
〔釋解〕「マシダ」(代理)ナリエムノ部三チ證スル書付チイフ
○リトレ 甲ヨリ乙へ甲ノ名目ニテ物チ處置スル「コ
就キ與へタル權チイフ又其權チ與へタル「コチ證スル
書付チモイフ

〔參照〕(民)四四、

プロキウール、ド、ラ、レピウブリク

共和國ノ目代

〔本義〕「プロキウール」ハ本義「プロキウラシオン」ト同シク「他人」ニ代テ事チ爲ス權アル人「ナリ」ド「ハ」ノ「ラ」ハ冠詞ナリ「レピウブリク」ハ共和國ナリ

ペノ部

〔釋解〕カデ始審裁判所ニ在リテ「ミニスタル、ビブブリク」即チ檢察官ノ職ニ任ゼラレタル法官チイフ時代ニ因リ或ハ之チ「プロキッル、ヂャ、ロア」(王ノ代理人)トイヒ或ハ「ブキャル、ール、エンペリアル」(皇帝ノ代理人)トイヒキ

プロイビシオン

六二 Prohibition.

禁止

〔本義〕羅甸ノ「フロイベレ」ヨリ出ツ「プロイベレ」ハ「禁スル」ノ義

〔釋解〕或ル事ノ禁制チイフ

プロイビシオン、ド、マリアジウ

Prohibition de mariage.

結婚ノ禁止

〔本義〕「ド」ハ「ナリ」マリアジウハ「婚姻」ナリ(エムノ部五)

六三

Promesse.

聽許

〔釋解〕按結婚ヲ許スベカラサル條件アルニ因リ法律ニ設ケタル結婚ノ禁チイフ
〔參照〕結婚ノ禁止ハ(民)一六一以下、三四八、

プロメス

〔本義〕「プロメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロメトル」ハ羅甸ノ「プロミテレ」ヨリ出ツ「プロミテソ」ハ「プロ」ト「ミテレ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ前詞ナリ「ミテレ」ハ「置ク」ノ義ナリ

〔釋解〕總テ書面又ハ口演ヲ以テ爲ス許諾チイフ

〔參照〕爲替手形ハ(商)一一二、一一三、賣買ハ(民)一五八九、一五九〇、

六四 Promulgation.

プロミッルガシオン
頒布

〔本義〕羅甸ノ「プロミッルガレ」ヨリ出ツ「プロミッルガレ」ハ「法ヲ布告スル」ノ義

〔釋解〕法律ヲ人民一般ニ知ラシムル爲メニ之ヲ公布スルヲチイフ

〔參照〕〔民〕一、

六五 Propre.

プロプル
自己ノ財産

〔本義〕羅甸ノ「プロプリッス」ヨリ出ツ「プロプリッス」ハ「接近スル」ノ義此ノ意義ヨリシテ「適當ナル」ノ義ニ轉シ後チ固有ノ義ト爲レリ

六六 Propriété.

プロプリエテ
所有權

〔釋解〕リトレ某人又某物ノミニ限り屬スルノ意○ハ「レ」相續ニテ得タル不動産又夫婦共有中ニ入ラサル夫若クハ婦ノ財産ヲイフ

〔本義〕羅甸ノ「プロプリエタテム」ヨリ出ツ「プロプリエタテム」ハ「プロプリッス」ヨリ出ツ「プロプリッス」ハ「固有」ノ義ナリ

〔釋解〕公安及ヒ公益ノ法律ニ循テ自由ニ物件ヲ供用シ及ヒ之ヲ處置スルノ權ヲイフ

〔參照〕〔民〕五四三以下、七一一以下、

六七 Prorata.

プロラダ

ペノ部

割合

〔本義〕羅句ノ「プロト」ヲ「タ」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「向テ」ノ義「ラ」ハ「定リタル部分」ナリ

〔釋解〕定リタル割合ヒコ從フノ謂ヒナリ例ヘハ各債主ノ貸高ニ「オー、プロラタ」(「オー」ハ「於」ナリ)コテ利益ヲ分配ストイフカ如キ是ナリ

プロター

Protêt.

拒絕證書

〔本義〕「プロテスター」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「プロテスター」ハ「羅句ノ「プロテスター」ヨリ出ツ「プロテスター」ハ「プロト」テ「スター」ト合成セシモノニテ「プロ」ハ「前」ニノ義「テ」スター」ハ「證據ヲ立ル」ノ義「プロテスター」ハ即チ「確

ト約束ヲ爲シ又「事」ヲ確然トスル」ノ意ナリ

〔釋解〕爲替手形領承ノ拒絕或ハ拂方ノ拒絕ヲ證スル書付チイフ然ル一般ニ用ユル所ニテハ爲替手形ノミナラス他ノ通用手形ノ拂方ノ拒絕ヲ證スル書付チモイフ

〔參照〕(商)一一九、一五六、一六二、一六三、一七三以下、

プロウイジョン

爲替手形準備金

判決前假渡金

Provision.

〔本義〕羅句ノ「プロウイデレ」ヨリ出ツ「プロウイデレ」ハ「必要物ヲ備ヘル」ノ義(本部三九「ブールウァ」參看)

〔釋解〕爲替手形ノ拂方ニ必要ナル金高ヲ手形拂人ニ渡

スヲナリ又訴訟ノ確定裁判前ニ裁判官ヨリ一方ノ訴訟人ニ受クルヲ許シタル金高チイフ但シ裁判ノ後其金高チ返還スルヲアルベシ

〔参照〕(訴)四五一、八七八、爲替手形ニ付テハ(商)一一五以下、

七〇 Puberté.

補啓^{ビユベ}兒^{ルテ}太^{プエー} 成人

〔本義〕羅句ノ「ピッピス」ヨリ出ツ「ピッピス」ハ「生ヘカ、リシ毛」ナリ今慣用スル所ニテハ「男女其子ヲ生育スルヲ得ベキ年次」チイフ又別ニ「ニッピリテ」トイフ語アリ略「ピッベルテ」ト同シ然レ之ヲ區別セサルベカラズ「ニッピリテ」ハ十分ニ結婚スルヲ得ヘキ身體ノ有様チイフ故ニ人ハ「ニッピリテ」ニ爲ル二三年前ニ「ピッベルテ」トナルモノナリ

七一 Publication de mariage.

〔釋解〕結婚ニ適當ナル男女ノ年次チイフ
〔参照〕(民)一四四、一四五、一八五、

ピウブリカシオン、ド、マリアジウ
婚姻ノ公告

〔本義〕「ピウブリカシオン」ハ羅句ノ「ポピウリッス」ヨリ出ツ「ポピウリッス」ハ「人民」ナリ又「人民」ニ知ラセルノ義今「公告」ノ義ニ用ユ「ド」ハ「ノ」ナリ「マリアジウ」ハ「婚姻」ナリ(エムノ部五)

〔釋解〕ムーロン婚姻ヲ結ハントスルヲテ公ケニ告知スルヲチイヒ此告知ハ口上ニテ之ヲ爲スヘシ即チ日曜日ヲ以テ邑長ノ門前ニテ高聲ニテ之ヲ演フル式ナリ然レ實際ニテハ但書面ヲ作り之ヲ揭示スルノミ〇〔按〕又昔ハ之ヲ「パン、ド、マリアジウ」トイヒキ「パン」ハ公告ナリ

(メノ部三)

[参照] (民) 六三以下、一六六以下、一九二、

七二

Puissance maritale.

夫權

ピウイサンス、マリタル

[本義]「ピウイサンス」ハ羅甸ノ「ボスセ」ヨリ出ツ「ボスセ」ハ「權威」ナリ「ピウイサンス」ハ他人ニ命令スルノ權「チイフ」マリタル「ハ」マリ「トイフ」名詞ノ變々タル形容詞ニテ「マリ」ハ「夫」ナリ「マリタル」ハ「夫」ノ義

[釋解] 婦ニ對シ夫ノ行フヘキ權チイフ

Puissance paternelle.

親權

ピウイサンス、パテル子ル

[本義]「パテル子ル」ハ羅甸ノ「パテルニッス」ヨリ出ツ「パテル

ニッス」ハ「父」ノ義今「パテル子ル」ハ「父」ヨリ「又」父ニ付テ「父」ノ義ニ用ユ

[釋解] 子ニ對シテ父又ハ母ノ行フヘキ權チイフ ○ム |
ロ | 「ピウイサンス、パテル子ル」ハ最モ廣キ意味ニテハ尊
屬ノ親ト卑屬ノ親トノ關係ニ付テ法律ノ附與シタル
權ノ集合チイフ此「ピウイサンス、パテル子ル」ハ其例甚ダ
多シ第一、子ヲ養育スルノ權又其子其本分ヲ盡サマル
トキニ其自由ヲ剝奪スルノ權、第二、子ノ財産ヲ支配ス
ルノ權又入費ノ計算ヲ爲スノ責ヲ負ヒテ子ノ財産ノ
入額ヲ收ルノ權、第三、婚姻ヲ承諾スルノ權又子一己ニ
テ結婚スルヲ得ルノ年次ニ至リタル時ト雖モ其婚姻
ノ相談ニ預ルノ權、第四、子ノ婚姻ニ故障ヲ述ルノ權、第

五、子ノ人ノ養子ト爲ルヲ承諾シ或ハ拒ムノ權、第六、父母中ニテ後ニ死スル者ヨリ其幼年ノ子ニ遺囑ノ後見人ヲ撰ムノ權、第七、後見ノ權、第八、後見ヲ免除スルノ權ナリ今「ビツイサンス、パテルチル」ノ狹キ意味ニテハ子ノ教育ヲ爲シ又之ヲ支配スル父及ヒ母ノ權チイフ此教育ノ權ノ外ニ教育ニ必要ナル補助タル他ノ權アリ即チ看守、懲戒、財産支配ノ權又法律ニテ設ケタル子ノ財産ヨリ利益ヲ得ル權ノ如キ是レナリ故ニ民法ニ謂フ所ノ「ビツイサンス、パテルチル」ノ定リタルモノハ即チ左ノ如シ第一、教育ノ權、第二、看守ノ權、第三、懲戒ノ權、第四、財産ヲ支配スルノ權、第五、法律上ニテ定メタル子ノ財産ヨリ利益ヲ得ルノ權ナリ

Purge.

〔参照〕親權ハ(民)三七一以下、養子ハ(民)三四六、三四八、風俗ヲ亂スノ罪ハ(刑)三三四、三三五、

補見直ビユルヂツ 嘸ビユ
義務滌除

〔本義〕羅甸ノ「ビツリッス」ヨリ出ツ「ビツリッス」ハ「清淨」ノ義「ビツルシツ」ハ今「拭ヒ取ル」ノ意ニ慣用ス

〔釋解〕和談ノ賣買ニ因テ不動産ヲ買得テ其不動産ノ上ニアル特權又ハ書入質ノ權ヲ有スル債主ノ訴ヲ避ケント欲スル者ノ爲メニ設ケタル其特權ト書入質ノ權ヲ消滅セシムル方法チイフ

〔参照〕(民)二一六七、二一七九以下、法律上ノ書入質ハ(民)二一九三以下、

キウノ部

刮^ガ里^リ太^テ

嗾^{キエ}

身分

1
Qualité.

〔本義〕羅甸ノ「カリス」ヨリ出ツ「カリス」ハ「箇様」ノ義即チ物
ノ善惡黑白ノ顯ハレタル形容チイフ
〔釋解〕訴訟又ハ行爲ニ於テ自己ノ動作チ做得ル權利チ
イフ蓋シ人ノ能力チ極定スル所ノモノハ全ク此「カリ
テ」ニ在リ

カリテ、デ、ジウジウマン

Qualités des jugements.

裁判要件書

〔本義〕「デ」ハ「ノ」ナリ「ジウジウマン」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）
〔釋解〕裁判ノ部分ニシテ即チ雙方ノ者ノ氏名職業住所

キウノ部

八五一

論決及ヒ事實法律ノ件ヲ記載スル部分ナリ

〔参照〕(訴)一四二以下、

カジ、コントラ

11 Quasi-contrat.

准契約

〔本義〕「カジ」ハ佛ノ近代ノ語ニシテ第十六紀コロヨリ用
井來リタルモノナリ蓋シ伊太利ノ「カジ」ト同語ナラン
其義「殆ント」如シ「近似」ノ意味ナリ「コントラ」ハ契約ナリ
(モ)ノ部八三)

〔釋解〕人ノ隨意ノ所爲ニシテ其所爲ヨリ義務ヲ生スル
モノチイフ○ボアソナド氏曰ク准契約ノ語穩ナラス
「不義ノ利得」(アンリシスマン、エンヂツ)即チ「原因ナキ利得」
トイフヘシ

〔参照〕(民)一三七〇以下、證據ハ(民)一三四八、

カジ、デリ

12 Quasi-délit.

准犯罪

〔本義〕「カジ」ハ前ニ見ユ「デリ」ハ「犯罪」ナリ(デ)ノ部二三)
〔釋解〕人ノ或ル所爲ニシテ其所爲ヨリ他人ノ損害ヲ生
スルモノチイフ然レモ犯罪トナルヘキ重キ性質アル
所爲ニ非ス

〔参照〕(民)一三八二以下、

キタンス

13 Quittance.

免責證

〔本義〕羅甸ノ「キタンシア」ヨリ出ツ「キタンシア」ハ「緩メル」
「和カニスル」穩ニスル「義務ヲ畢ヘタル」ノ意ナリ

〔釋解〕義務ヲ免レタルコトヲ證スル總テノ書面ヲイフ

コトパル

五

Quote-part.

部分

〔本義〕「コト」ト「パル」ト合成セシモノニテ「コト」ハ羅句ノ「コ
チ」スヨリ出ツ「コチ」スハ「彼レ」又ハ此レ「トイフ」カ如ク順
序中又ハ員數中ニテ其一ヲ指ス語ナリ「パル」ハ羅句ノ
「パリス」ヨリ出ツ「パリス」ハ「分ケ前」ノ義ナリ

〔釋解〕共同爲シ居ル物ノ全額ニ割リ付ケテ其各自ノ所
有ニ係ルヘキ部分ヲイフ○リトレ金ヲ分配スルトキ
各人ノ出スヘク又ハ取ルヘキ部分ヲイフ

エルノ部

一

Rachat.

ラシア

買戻

〔本義〕「ル」ト「ア」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ニシテ「反
復」又「回轉」ノ意味ヲ示ス語ナリ「ア」ハ「買取」ナリ(アノ部
二一〇)

〔釋解〕買戻シノ約束ヲイフ又或ル期限内ニ於テ賣却シ
タル物ヲ取戻スヲ得可キ買主ノ權ヲイフ

〔參照〕(民)一六五八以下、貸貸ハ(民)一七五一、遺囑物ハ(民)一
〇三八、損亡ハ(民)一六七六、

レヅン、ソシアル

二

Raison sociale.

社號

エルノ部

〔本義〕レツシハ羅句ノ「ラチッス」ヨリ出ツ「ラチッス」ハ「勘定セシ」又「定メシ」ノ義ナリ

〔釋解〕商賣ノ會社ヲ表スルタメニ社員ノ取極メタル名指ヲイフ○バシッレ一ニ之ヲ「ノン、ツシアル」(會社ノ名)トイフ商法ノ語ニテ社員ヨリ世上ニ對シテ其會社ヲ指シ示ス名ニシテ委任狀、切手、爲替手形ニ用ヰルモノナリ社名ヲ以テ手署ヲ爲ストキハ其之ヲ手署シタル人ノミナラス社員總體ニ義務ヲ負フヘキモノトス

〔參照〕(商)二一、

ラポル

三
Rapport.

報告
彙集

〔本義〕「ラポルテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ラポルテ」ハ「ルト」ト「アポルテ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ「前詞」ナリ「アポルテ」ハ「持來ル」ノ義「ラポルテ」ハ即チ「更ニ持來ル」ノ意ナリ

〔釋解〕總テノ「プロセ、ウエルバル」即チ調書ヲイフ又持寄ヲ爲スニ及ハサル旨ヲイハスシテ相續前渡ヲ爲シタルトキ共同相續人ノ受取リタルモノニテ相續財産ノ合部中ニ入ルヘキ物ヲイフ○「按」鑒定人ノ爲シタル所業即チ鑒定ヲ證明スルタメノ調書ヲ「ラポル」トイフ即チ鑒定人ノ所爲ヲ記載シタル説明書ナリ(ダローズニ據ル)〔參照〕共通ノ分配ハ(民)一四六八以下、相續ニ付テハ(民)八二九以下、八四三以下、嫁資ハ(民)一五七三、私生子ハ(民)七

四

Rapt.

ラプ

誘拐

六〇、處置スルヲ得ヘキ部分ハ(民)九一八以下、

[本義]羅甸ノ「ラペレ」ヨリ出ツ「ラペレ」ハ「奪フ」ノ義

[釋解]婚姻ヲ爲サントスル目途カ若クハ不法ノ媾合ヲ爲ス目途ニテ或ハ誑カシ或ハ脅カシテ人ヲ奪フナリ

[參照](民)三四〇、

喇氏非葛孫

賴昆

噉

Ratification.

認確

[本義]羅甸ノ「ラトム」ト「ファセレ」ト合成セシモノニテ「ラトム」ハ「確實」ニスルノ義「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義「ラチファイカシオ

五

七

六

Rebellion.

抵抗

レベリオ

ン」ハ即チ「確實」ニ爲スノ意ナリ

[釋解]自己ノ名目ヲ以テ他人ノ爲シタル所行若クハ自己ノ親シク爲シタル所行ヲ慥カニスルヲチイフ

[參照](民)一三三七以下、

[本義]羅甸ノ「レベリス」ヨリ出ツ「レベリス」ハ「再戰」ノ義

[釋解]法ニ據リ事ヲ處スル所ノ官權ニ抵抗スルチイフ

[參照](刑)二〇九以下、

ルセレ

七

Recelâ.

藏匿

[本義]「ルセレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルセレ」ハ

「ル」ト「セ」レト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「セ」レハ「隠
ク」スノ義ナリ

〔釋解〕相續中ノ物品若クハ共同中ノ物品ヲ隱匿又ハ竊
取スル事チイフ

Recelneur. ルセルール

藏匿者

〔本義〕「ル」セ「レ」ニ同シ

〔釋解〕盜ミ物ヲ窩藏スル人チイフ

ルセルマン

Recelment.

藏匿

〔本義〕「ル」セ「レ」ニ同シ

〔釋解〕脱囚ヲ覆匿シ又ハ盜品ヲ窩藏スル事チイフ

Rechange.

返爲替

ルシアンジウ

〔本義〕「ル」ト「シ」アン「ジ」ウト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「シ」
ン「ジ」ウハ爲替ナリ（セノ部一九）「ルシアンジウ」ハ即チ「返爲替」ナ
リ

〔釋解〕返爲替ナリ即チ爲替手形ノ拂チ得サルトキ其爲
替手形ノ所持人新ニ爲替チ仕立テ、初メ其爲替手形
ヲ受取リタル者へ之チ差立ツル權チイフ

〔參照〕〔商〕一七七以下、一八七、

Récidive.

レシヂウ
再犯

〔本義〕羅旬ノ「レシヂウス」ヨリ出ツ「レシヂウス」ハ「ルト」「カ
デレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「カデレ」ハ「落ル」
ノ義「レシヂウス」ハ即チ「再ヒ落ル」ノ意ニシテ「同シ過チ
ニ再ヒ陷ル」チイフ

〔釋解〕處刑言渡ノ後更ニ同性質ノ罪ヲ犯シタルニ依リ
再ヒ刑事裁判所ニ引致セラル、處刑人ノ身分チイフ
○「バシレ」重罪又ハ輕罪ニ付キ既ニ處斷ヲ經テ再ヒ其
重罪若シクハ輕罪ヲ犯ス事チイフ
〔參照〕違警罪ニ付テハ〔刑〕四八三、輕罪ニ付テハ〔刑〕五八、重
罪ニ付テハ〔治〕六三四、〔刑〕五六、五七、

レクリウジオン

懲役

Réclusion.

〔本義〕「レクリウルトイフ」勸詞ノ變シタル名詞ニテ「レクリ
ル」ハ羅旬ノ「レクリッデレ」ヨリ出ツ「レクリッデレ」ハ「閉チ込
ル」ノ義ナリ

〔釋解〕「バシレ」重罪裁判所ニテ宣告スル施體加辱ノ刑ニ
シテ其期限ハ五年ヨリ少ナカラス十年ヨリ多カラス
其罪人ハ「メヅン、ド、フォルス」中ニ閉囚セラレ此ニテ行政
ノ規則ヲ以テ定メタル役ニ使用セラル其使用ヨリ生
スル金圓ノ一部ハ之ヲ貯ヘオキ放免ノトキ之ヲ罪人
ニ渡ス

〔參照〕〔刑〕七ノ六項、二一、二二、

11 Récolement.

レコルマン 例可立蠻 唎
ルアン 磨 認確

〔本義〕レコレトイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レコレ」ハ「ルト」「コレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コレ」ハ「耕ス」ノ義「レコレ」ハ即チ「再ヒ耕ス」ノ意ナレトモ今「精神」ニ再ヒ閱過スル「ノ意」ニ慣用ス古昔ノ法律語ニテハ證人ノ陳述シタル所チ確實ナリトスルヤ否ヤチ知ル爲メニ其陳述チ讀ミ聞カセルヲチイフ
〔釋解〕「ウエリファイガシオン」ナリ（驗真ナリウエノ部七）○「バシッレ」刑事訴訟中ニ於テ聞キ糺シタル證人ニ其供述シタル所チ固執スルヤ否ヤチ見ル爲メニ其供述チ讀ミ聞カセルヲチイフ又目錄中ニ記載シ若クハ拿住調書ニ記

ち

111 Réognitif.

レコニナイフ 再認
ロニフ 洛入
リフ 唎
可宜氏 啞

Acte réognitif.

アクト、レコニナイフ
再認證書

〔本義〕「レコニシオン」トイフ名詞ノ變シタル形容詞ナリ「レコニシオン」ハ「ルコチトル」トイフ働詞ヨリ出ツ「ルコチトル」ハ「ルト」「コチトル」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コチトル」ハ「知ル」ノ義「レコチトル」ハ即チ「再ヒ知ル」ノ意今「レコニナイフ」トイヘハ「再ヒ知リタル」又「認ムル」ノ意ニ慣用ス「アクト」ハ「證書」ナリ（アノ部二七）
〔釋解〕「ルコチサンス」認知ナリ本部一五「コンフィルム」シオ

エルノ部

ン〔確的ニスル〕ノ意ノアル事チイフ○センボ子「アク
ト、レコニナフ」トハ既ニ成立チタル義務ヲ許認スル證
書チイフ

〔参照〕(民)一三三七以下、

兒孔漫沓孫

亂鈍

論

引續監禁

一三

Recommandation.

〔本義〕「ルコマンデ」トイフ勅詞ノ變シタル名詞ナリ「ルコ
マンデ」ハ「ルト」コマンデ」ト合成セシモノヨテ「ル」ハ前詞
ナリ「コマンデ」ハ「命令スル」ノ義「ルコマンデ」ハ即チ「再ヒ
命令スル」ノ意ナリ

〔釋解〕此ニ甲乙ノ債主アリ均シク負債者ニ對シテ身體
脅逼ヲ爲スノ權ヲ有ス然ルニ甲ノ債主彼負債者ヲ入

牢セシメ而シテ乙ノ債主ノ明白ナル許諾ヲ待タスシテ
之ヲ免ストキ乙ノ債主ヨリ故障ヲ陳フル事チイフ
〔参照〕(訴)七九二、七九六、(商)四五五、

咧坤豆克孫

掄緞

論

引續借用

一四

Réconduction.

〔本義〕羅甸ノ「レコンヂッセレ」ヨリ出ツ「レコンヂッセレ」ハ「ル」
ト「コンヂッセレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コン
ヂッセレ」ハ「貸貸ニスル」ノ義「レコンヂッセレ」ハ即チ「從前ノ
借りチ期限ニ至リテ更ニ借り繼キスル」ノ意ナリ

〔釋解〕貸貸ノ期限既ニ滿チタル後借主尙其借りタル物
ヲ占有スルトキ貸主ト借主トノ間ニ於テ暗ニ爲セシ
ト見做スヘキ新ラシキ貸貸契約チイフ

(参照)民一七五九、一七七六、

一五

Reconnaissance.

ルコン子サンス
認知

Reconnaissance d'un enfant naturel.

私生子ノ認知

[本義]「ルコ子トル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルコ子トル」ハ「ルト」ト「コ子トル」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「コ子トル」ハ「知ル」ノ義「ルコ子トル」ハ即チ「再ヒ知ル」ノ意「ド」ハ「ノ」ナリ「アン」ハ「冠詞」ナリ「アンファン」ハ「子」ナリ「ナツレル」ハ「自然」ナリ(口音)「ド、アン、アンファン」ハ「ダナンファン」[釋解]「バシッレ」従前ヨリ成立ナタル事件若クハ義務ノ自認ヲ記シタル證書ナリ又「ルコ子サンス、ダナンファン、ナツ

レル」ハ民生證書ノ官吏ノ面前ニ於テ爲ス陳述ニテ私生子ノ父タリ又ハ母タルコトヲ許認スル所ノモノナリ[参照]民一三三七以下、私生子ノ子ハ(民)六二、三三四以下、人違ヒナキコト付テハ(治)五一八以下、

ルクール

保證

上訴

一六

Recours.

[本義]「ルクール」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルクール」ハ「ルト」ト「クール」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「クール」ハ「走ル」ノ義「ルクール」ハ即チ「再ヒ走ル」ノ義然ル形容ノ意味ニテハ「人」ニ助ケテ請フコトス[釋解]「ガランチ」(擔保ナリゼノ部六)又「プールウア」(上告ナ

エルノ部

リペノ部三九ナリ

レキウザシオン

一七 Récusation.

忌避

〔本義〕「レキウゼ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「レキウザレ」ヨリ出ツ「レキウザレ」ハ「ルト」ト「キウザレ」ト合成セシモノコテ「ル」ハ前詞ナリ「キウザレ」ハ「推ス」ノ義「レキウザレ」ハ即チ「後トヘ推返ス」ノ意ナリ

〔釋解〕訴訟中ニ於テ裁判官若クハ公ケノ官吏若クハ鑒定人ヲ法律ノ定メタル理由ニ據リテ事ヲ扱フニ足ラサルモノト看做シテ之ヲ拒ムコトナイフ

〔參照〕民事ニテ裁判官ニ付テハ(訴)三七八以下、仲裁人ニ付テハ(訴)一〇一四、勸解裁判官ニ付テハ(訴)四四以下、鑒

定人ハ(訴)三〇八以下、種々ノ拒謝ハ(訴)四三〇、詐偽ノ申立ニ付テハ(訴)二三七、書付ヲ確實ニスルニ付テハ(訴)一九七、刑事ニ付テ通辯官ハ(治)三三二、陪審官ニ付テハ(治)三九九以下、

一八

Rédhibitoire.

唎^レ提^デ皮^イ多^ビ哇^ト兒^ア 類^ル琶^イ 嚙^ロ

アクシオン、レジビトアル

隱類訴

Action rédhibitoire.

〔本義〕羅甸ノ「レヂベレ」ヨリ出ツ「レヂベレ」ハ「レド」ト「アベレ」ト合成セシモノコテ「レド」ハ「ル」ニ同シ前詞ナリ「アベレ」ハ「持ツ」ノ義「レヂベレ」ハ即チ「再ヒ持ツ」ノ意「アクシオン」ハ「訴權」ナリ(アノ部二九)

〔釋解〕「アクション、レヂビトアル」トイヘハ賣物ニ隠匿セシ瑾アルヲ以テ賣買ノ契約ヲ解クコトニ付テ買主ノ有スル權チイフ〔按〕「レヂビトアル」ハ此意ヲ指示ス形容詞ナリ

〔參照〕〔民〕一六二五、一六四八、

レフエレ

急速吟味

急速裁判

Referé.

〔本義〕「レフエレ」トイフ働詞ノ過去分詞コシテ其本羅句ノ「レフエレ」ヨリ出ツ「レフエレ」ハ「ルト」ト「フエレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「フエレ」ハ「送ル」ノ義

〔釋解〕争訟ノ至急ヲ要スルモノニテ一時ノ假裁決ヲ法

官ニ請フ事チイフ又裁判官ヨリ與フル至急ノ裁判チモイフ

〔參照〕〔訴〕八〇六以下、監禁ハ〔訴〕七八六以下、書付ノ寫ハ〔訴〕八四三、八四五、目錄ハ〔訴〕九四四、拿住ハ〔訴〕六〇七、封印ハ〔訴〕九二一、

レグルマン、ド、ジウジウ

裁判權規定

Règlement de juges.

〔本義〕「レグルマン」ハ「レグル」ヨリ出ツ「レグル」ハ本義「定木」ナリ「レグルマン」ハ定木ヲ以テ系ヲ引クコトニシテ事ヲ規定スルコトチイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「ジウジウ」ハ「裁判官」ナリ（シノ部五）

〔釋解〕裁判區域ノ争論ニ付テ言渡シタル裁判チイフ又

其訴ヲモイフ

〔参照〕民事ニ付テハ(訴)四九ノ七項、八三ノ四項、三六三以下、刑事ニ付テハ(治)五二五以下、

レアビリタシオン

111 Réhabilitation.

復權

〔本義〕「レアビリテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レアビリテ」ハ「ルト」アビリテト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「アビリテ」ハ「能力ヲ與ヘル」ノ義「レアビリテ」ハ即チ「再ヒ用ニ立ツ者ト爲ル」ノ意ナリ

〔釋解〕人ノ剝奪セラレタル權利ヲ前ニ復スルチイフ即チ罪人ノ復權身代限人ノ復權ノ如キ是ナリ

〔参照〕罪人ノ復權ハ(治)六一九以下、身代限人ノ復權ハ(商)

八三、六〇四以下、

112 Réintégrande.

廉太悟嵐杜 荔軋 嗽

復舊

〔本義〕「レエンテグレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「レエンテグレ」ヨリ出ツ「レエンテグレ」ハ「レド」ト「エンテグレ」ト合成セシモノニテ「レド」ハ前詞ナリ「エンテグレ」ハ「全クスル」ノ義「レエンテグレ」ハ即チ「再ヒ全クスル」ノ意ナリ
〔釋解〕他ノ暴行等ニ因リテ奪取セラレタル不動産ノ權ヲ再ヒ復スルヲチイフ即チ「アクシオン、ポセッサル」(占有訴權ナリ)ベノ部三四ナリ

113 Réméré.

レメレ

エルノ部

買戻

〔本義〕羅甸ノ「レメレ」ヨリ出ツ「レメレ」ハ「ルト」ト「エメレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「エメレ」ハ「買フ」ノ義「レメレ」ハ即チ「買戻シ」ノ意ナリ

〔釋解〕買戻シチイフ「ラシア」ニ同シ(本部一)

〔參照〕(民)一六五九以下、

二四

Remploi.

菱不羅哇 ヂンブロア 郎巴 ラムバ 囉 ルア
買替

〔本義〕「ランプロアイエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ランプロアイエ」ハ「ルト」ト「アンプロアイエ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「アンプロアイエ」ハ「用キル」ノ義「ランプロアイエ」ハ即チ「再用スル」ノ意今法律語ニテハ「置

二五

Rente.

キ易ヘ「新シキ用キ」ノ義ニ用フ
〔釋解〕婚姻中ニ於テ賣却シタル婦ノ所有財産ノ置キ替ナリ「ランプロア」ノ名義ニテ買得タル不動産ハ既ニ賣却シタル自己所有ノ財産ノ代リタルヘシ
〔參照〕(民)一四三三以下、

藍土 デンツ 略 ルアツ
年金

〔本義〕「ランドルトイフ」働詞ノ變シタル名詞ナリ「ランドル」ハ羅甸ノ「レデレ」ヨリ出ツ「レデレ」ハ「ルト」ト「ダレ」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ダレ」ハ「與ユル」ノ義「レデレ」ハ即チ「人ヨリ還シ與フル所ノモノ」ノ意ナリ
〔釋解〕金圓若クハ物品ニテ毎年得ル所ノ物成リチイフ

即チ無期ノ年金終身ノ年金ノ如キ是ナリ○バシッレ大
約ハ總テ年々ノ物成チイヘトモ通常ハ他ニ渡シタル
地面若クハ元金ノ直ヒ即チ利息チイフ

〔参照〕民五二九以下、一九〇九以下、拿住ハ〔訴〕六三六以下、

レバラシオン

二六 Réparation.

修繕

賠償

〔本義〕レパレトイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅句
ノレバラレヨリ出ツレバラレハ「ルト」ト「パレ」ト合成セ
シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「パレ」ハ「處置スル」ノ義「レバ
ラレ」ハ即チ「更ニ處置スル」又「仕直ホス」善キ形狀ニ復ス
ルノ義ナリ

〔釋解〕物ヲ本ノ位置ニ復スルヲ目的トシテ爲ス仕事
ナリ

グロス、レバラシオン

大^ナ修復

Grosses réparations.

〔本義〕「グロス」ハ「大ナル」ノ義ナリ

〔釋解〕物件ノ基本ナルモノヲ修復スル事チイフ此修復
ハ所有者ノ任ニ在リ○「按」墻壁、天井、梁椽、屋蓋ノ修復ノ
如キ是ナリ（バシッレニ據ル）

ムニウ、レバラシオン

小^チ修復

Menues réparations.

Réparations locatives.

レバラシオン、ロカチウ
借人^カ修復

〔本義〕「ムコツ」ハ「小細」ノ義「ロカチウ」ハ「賃貸」ノノ義ナリ
〔釋解〕簡單ナル附屬物ノ修覆ナリ此修復ハ物件ヲ享有
スル者ノ任ニ在リ○「バシッレ」硝子板、煙突、等ノ修復チイ
フ又之ヲ「レバラシオン、ロカチウ」トイフ

レバラシオン、シウイル

Réparation civile.

民事賠償

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノノ義ナリ

〔釋解〕民事原告人ノ要求スルヲ得ヘキ「ドマシッ、エンテレ」
〔償金ナリデノ部六〇〕ナリ

〔參照〕大修復ハ(民)六〇五、六〇六、小修復ハ(民)一七二〇、一
七三一、一七五四以下、

ルプレザンタシオン

Représentation.

Représentant.

代理

ルプレザンタン

代理者

ルプレザンテ

被代理者

Représenté.

〔本義〕「ルプレザンテ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ル
プレザンテ」ハ「ルト」プレザンテト合成セシモノニテ「ル」
ハ前詞ナリ「プレザンテ」ハ「現ハス」ノ義「ルプレザンテ」ハ
即チ「再ヒ現ハス」ノ意然トモ法律語ニテハ「名代スル」ノ
意ニ用ユル「プレザンタン」ルプレザンテ共ニ働詞ノ「ル
プレザンテ」ヨリ出タル分詞ナリ
〔釋解〕相續ノ件ニ付キ法律ノ許シタル假定ニシテ其効

ハ「ルプレザンタン」即チ名代者ヲ其「ルプレザンテ」即チ被代理者ノ場所等親及其權利ノ地位ニ居ラシムルニ在リ

〔参照〕(民)七三九以下、種々ノ適用ハ(民)七三〇、七三三以下、七五〇、七五九、七八七、八四八、

二八

Repris de justice.

兒不里吃杜 嚙士氏司 嚙咄
被罪人

〔本義〕「ルプリ」ハ「ルプランドル」トイフ働詞ノ過去分詞ニテ「再ヒ執ヘル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ジッスチス」ハ「裁判所」ナリ
〔釋解〕既ニ刑事裁判言渡ヲ受ケタル人チイフ
〔参照〕(治)一一五、五一八、

二九

Reprises d'instance.

ルプリズ、ド、エンスタンス

訴訟再起

〔本義〕「ルプリズ」ハ前ニ同シ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンスタンス」ハ「訴訟」ナリ(イ)ノ部一九(口音)「ド、エンスタンス」ハ「デンスダンス」

〔釋解〕未タ消滅ニ至ラスト雖モ多少ノ時間斷絶シタル訴訟ヲ再ヒ繼續シテ起ス「チイフ」

〔参照〕(訴)三四二以下、商法裁判所ニ付テハ(訴)四二六、

三〇

Reprises matrimoniales.

匹偶間取戻

〔本義〕「ルプリズ」ハ前ニ見ユ「マトリ」モニアル「ハ羅甸」ノ「マトリ」モニオム「ヨリ出ツ」マトリ「モニオム」ハ「婚姻」ナリ今夫婦ノ共同物ヲ再ヒ取返ス「ノ意」ニ用ユ

〔釋解〕婚姻ノ契約ニ遵ヒテ匹偶者其持寄リ物ヲ再ヒ取返ス權ヲイフ○ハ「シ」レ共通財産ノ解止シタルキ其財産分派前ニ各匹偶者ノ自身ニ之ヲ取返シ又ハ其代理人ニ之ヲ取返サシムルヲイフ

〔參照〕共通財産ニ付テハ〔民〕一四七二以下、分散後ノ事ハ〔商〕五五七以下、

兒不囉戍菟 噓

論排

Reproches.

三二

〔本義〕出處詳カナラス然ル共字ノ組成「アプロシ」ニ類ス或ハ「ルト」ト「プロシ」ト合成セシモノナランカ「ル」ハ前詞ナリ「プロシ」ハ「接近」ノ義「ルト」ハ即チ「再ヒ己レ」ノ目前ニ置クノ義ニシテ其形容ノ意味ニテハ「批判」又ハ「呵責」

ノ義ナリ

〔釋解〕原告又ハ被告ヨリ其證人ノ陳フル所ニ反對シタル趣意ヲ主張スル方法ヲイフ

〔參照〕〔訴〕二七〇、二八二以下、四一三、

ルケート、シウイル

三二 Requête civile.

哀訴

〔本義〕「ルケート」ハ「ルケリル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルケリル」ハ「ルト」ケリルト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ケリル」ハ羅甸ノ「カイレレ」ヨリ出ツ「カイレレ」ハ「求ムル」ノ義「シウイル」ハ羅甸ノ「シウイス」ヨリ出ツ「シウイス」ハ「民」ナリ「ルケリル」ハ即チ「人民」ノ願ヒノ意ナリ

〔釋解〕終審ニ於テ爲サレタル裁判ヲ既往ニ溯リテ取消

エルの部

スヲチ或ル場合ニ於テ許ルシタル特別ノ方法ナリ此
取消ノ願ヲ「レセندگان」トイヒ此願ヲ取上シ後チニ尙
裁判スヘキ事柄ヲ「レシヅアル」トイフ
〔参照〕(訴)四八〇以下、仲裁人ノ裁判ハ(訴)一〇一〇、一〇二
六以下、

三三

Rescindant.

レセندگان

取消願

〔本義〕「レセندگان」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「レセ
ン」ハ羅甸ノ「レセンデレ」ヨリ出ツ「レセンデレ」ハ「ルト」セ
ンデ「ト」合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「セ」ンデレ「ハ
切ル」ノ義「レセンデレ」ハ即チ「再ヒ切ル」ノ意又法律語ニ
テハ「裁判又ハ契約等ノ既ニ成立チタルモノヲ再ヒ取

三四

Rescisoire.

消破斷スル「ト」チイフ

〔釋解〕「バシ」レ「レシ」オン「取消ナリ本部三五」ヲ得ル爲メ
ニ用サタル方法チイフ(本部三二「ル」ケト、「シウ」ル」參看)
レシヅアル

取消裁判

取消事件

〔本義〕「レセندگان」ニ同シ

〔釋解〕「バシ」レ「レセ」ندگان「取消願ナリ」ノ方法ニ依テ得
ル判決チイフ(本部三二「ル」ケト、「シウ」ル」參看)

〔參照〕(訴)五〇三、

レシシオン

取消

三五

Rescision.

エルノ部

〔本義〕「レゼンダシ」(本部三三三)ニ同シ

〔釋解〕一ツノ事ヲ取消サシムルヲ主トスル所ノ「アシシ
オン」即チ訴ナリ例ヘバ損亡チ原由トスル賣却ノ取消
トイフカ如キ場合ニ用ヰル

〔参照〕約束ノ取消ハ(民)一一一七、一二三四、一三〇四以下、
相續分配ニ付テハ(民)八八七以下、一〇七九、賣却ニ付テ
ハ(民)一六七四以下、交換ニ付テハ(民)一七〇六、書入質ハ
(民)二一二五、和解ハ(民)二〇五三以下、二〇五七

レゼルウ、レガル

法律上存留

〔本義〕「レゼルウ」ハ「レゼルウエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞
ニテ「レゼルウエ」ハ羅句ノ「レゼルウレ」ヨリ出テタル働詞

Réserve légale.

ニテ「レゼルウレ」ハ「ルト」セルウレト合成セシモノナリ
「ル」ハ前詞ナリ「セルウレ」ハ「守ル」又「保ツ」ノ義「レガル」ハ「法
ノ」ノ義「レゼルウ、レガル」ハ即チ「法律上ノ存留」ノ義ナリ
〔釋解〕法律ニ於テ正統ノ相續人ニ與フベキモノトシテ
置ク財産ノ部分ニシテ贈與遺囑ヲ以テ他人ニ讓ルチ
得サルモノチイフ〇ムーロン存留ハ處置スルチ得ヘ
キ定量ト相對スル語ニテ其處置スルチ得サル部分ハ
即チ存留ナリ此二語ハ互ニ相管係スルモノニシテ其
一ヲ知ラサレハ則チ他ノ一ヲ知ルチ得ス例ヘハ人共
財産ノ半部又ハ三分一又ハ四分一ニ非サレハ處置ス
ル能ハサルヲ知レハ又直チニ是ニ依テ存留ハ其財
産ノ半部又ハ三分二又ハ四分ノ三タルヲ知ルヘキ

ナリ民法ニハ存留ノ表ヲ載セスト雖モ處置スルヲ得
ヘキ定量ノ表ハ之ヲ掲ケタリ是レ處置スルヲ得ヘキ
分量ヲ定ムルニ於テハ存留ノ分量ハ推シテ之ヲ定ム
ルヲ得レハナリ故ニ贈遺又ハ遺囑ニテ處置スルヲ得
ヘキ財産ノ部分ヲ過クル所ノモノハ皆存留ナリ即チ
其無遺囑相續中ニ殘シ置クヘキ財産ノ部分是ナリ故
ニ之ヲ解釋シテ死者ノ讓與ニ對シ若干ノ相續人ノ爲
メニ法ノ存留セシムル所ノ無遺囑相續ノ一部分ナリ
トイフヲ得ヘシ

〔參照〕民九一三以下、

レジダンス

居所

Résidence.

Résiliation.

毀廢

レジリアシオン

〔本義〕「レジデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句
ノ「レジデレ」ヨリ出ツ「レジデレ」ハ「ルト」セデレト合成セ
シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「セデレ」ハ「坐シテ居ル」ノ義「レ
ジデレ」ハ即チ「再ヒ坐シテ居ル」ノ意ナリ
〔釋解〕本住所ニ非ス一時ノ寄留所チイフ
〔參照〕訴五九、六九ノ八項、

〔本義〕「レジリエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅
句ノ「レジリレ」ヨリ出ツ「レジリレ」ハ「卻飛」ノ義今「レジリ
ア」オン「ハ」破リ「取消シ」ノ意ニ用ユ
〔釋解〕「レゾリ」オン（本部三九）ニ同シ

〔参照〕約束ハ(民)一一四二、貸貸ハ(民)一七二二、一七二四、一七二九、一七六六、一七九四、年金ハ(民)一九七七、賣買ハ(民)一六三六、一六三八、

三九

Résolution.

レゾリウシオン

解止

〔本義〕「レズードル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「レゾルウレ」ヨリ出ツ「レゾルウレ」ハ「ルト」ソルウレト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ソルウレ」ハ「解ク」ノ義「レゾルウレ」ハ即チ「再ヒ解ク」ノ意ナリ
〔釋解〕「レシリアシオン」及ヒ「レゾリウシオン」ノ二語ハ契約又ハ所爲チ成立タサルモノト看做シテ之ヲ取消ス「チイフ」

四〇

Respectueux.

レスペクテウー

尊敬

アクト、レスペクテウー

請諾書

Acte respectueux.

〔本義〕「レスペクトイフ」名詞ノ變シタル形容詞ナリ「レスペク」ハ羅句ノ「レスペクテウス」ヨリ出ツ「レスペクテウス」ハ「後」ヘチ願ミル」ノ意「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)
〔釋解〕「アクト、レスペクテウー」トハ子將サニ婚姻ヲ爲サントシテ其尊屬ノ許諾ヲ得サルトキ之ヲ請フタメニ呈スル所ノ書面ナリ

〔参照〕(民)一五一以下、

四一 Responsabilité.

レスポンスビリテ
責任

Responsabilité civile.

レスポンスビリテ、シウイル
民事ヲ責任

〔本義〕「レポンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本
羅句ノ「レボンツム」ヨリ出ツ「レボンツム」ハ「答ヘル」ノ義
「シウイル」ハ「民事」ノノ義ナリ

〔釋解〕或ル場合ニ於テ他人ノ犯シタル重輕罪或ハ准犯
罪ニ付キ之ニ答フル所ノ義務チイフ此民事ノ責任即
チ「レスポンスビリテ、シウイル」ハ損害ノ所行ヲ防止スヘ
キ人之ヲ負擔シテ其償金ヲ拂ハサルヘカラス

ルソル

〔参照〕民事ノ責任ハ(民)一三八四以下、一九五二、一九五三、
(刑)七三、七四、

四二 Ressort.

區域

〔本義〕「ルソル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルソ
ル」ナルハ「ルト」羅句ノ「ソル」ト合成セシモノニテ「ル」
ハ前詞ナリ「ソル」ハ「得ル」ノ義「ルソル」ハ即チ「再
ヒ得ル」ノ意今「隠レ場」ヲ得ル「助ケ」ヲ得ル「ノ意」ニ慣用ス
又法律語ニテハ「裁判所管轄ノ區域」チイフ
〔釋解〕裁判權ノ區域チイフ又直チニ裁判權ヲモ指ス例
ヘハ「プルミエ、ルソル」(始審)「デルニエ、ルソル」(終審)ニテ裁
判ストイフカ如キ是レナリ

エルノ部

Premier ressort.

プルミエ、ルソル
始審

Dernier ressort.

デルニエ、ルソル
終審

〔本義〕「プルミエ」ハ「第一」又「最初」ノ義「デルニエ」ハ「終リ」ノ義ナリ

〔釋解〕「プルミエ、ルソル」トイヘハ「一裁判ニ付控訴スルヲ得ヘキ其裁判權ヲイヒ」デルニエ、ルソル」トイヘハ「控訴スルヲ得ヘカラサル其裁判權ヲイフ

〔參照〕〔訴〕四五三、四五四、四五七、四八〇、

ルツール

取返

Retour.

Compte de retour.

コント、ド、ルツール
爲替ノ計算書

Droit de retour.

ドロア、ド、ルツール
取返ノ權

〔本義〕「ルト」ツール」ト合成セシモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ツール」ハ「廻ル」ノ義「ルツール」ハ即チ「再ヒ廻ル」〔逆轉スル〕ノ意「コント」ハ「計算」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ドロア」ハ「權」ナリ（デノ部六四）

〔釋解〕「コント、ド、ルツール」トハ拂ヲ得サル商賣切手（エフ、フエ、ド、ユメルス）ニ添ヒタル入費ノ覺書キナリ又「ドロア、ド、ルツール」トイヘハ贈遺者或ル情實ニ於テ贈遺ヲ受ケタル人ノ相續中ヨリ其嘗テ與ヘタル所ノモノヲ取

エルノ部

返ス權ナリ

(参照)返爲替計算書ハ(商)一八〇以下、取返權ニ付テ約束ニ出シモノハ(民)九五二、法律上ノ者ニテ養父ノタメニ許シタルモノハ(民)三五二、尊族ノタメニシタルモノハ(民)七四七、兄弟ノタメニシタルモノハ(民)七六六、歸國ノ存念ハ(民)一七ノ三項、

兒土啖土 ルッレ 啖 ルエ

償替

四四

Retrait.

[本義]「ルトレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルトレ」ハ羅甸ノ「ルトラエ」ヨリ出ツ「ルトラエ」ハ「ルト」ト「ラエ」ト合成セシモノニテ「ルト」ハ前詞ナリ「ト」ラエ「ルト」ハ「引ク」ノ義「ルトラエ」ハ即チ「引返ス」ノ意ナリ

[釋解]外人ヲシテ強テ其契約ヲ讓ラシメ而シテ自ラ之ニ代ルコトイフ〇ダロイズ賣買ノ價額費用ヲ其買主ニ拂ヒ而シテ其地位ニ代ハルヲ得ル一種ノ權利ニシテ或ル特別ノ場合ニ限リテ許ルシタルモノナリ

ルトレ、リチシウ

Retrait litigeux.

訴訟乃償替

[本義]「リチシウ」ハ「訴訟」ノ義ナリ

[釋解]ダロイズ甲乙二人アリ甲者ヨリ其訴訟ノ權ヲ他人ニ讓渡シタルキ乙者ノ有スル權利ニシテ即チ乙者ハ此讓受人ニ其讓受ノ代金費用并ニ讓受ノ當日ヨリ以後ノ讓受代金ノ利子ヲ拂ヒテ讓受人ヲ引退カシムルモノナリ

Retrait successoral.

ルトレ、シウクセソラル
相續乃償替

〔本義〕「シウクセソラル」ハ「相續」ナリ

〔釋解〕相續人中ノ一人其相續權ヲ外人ニ讓渡シタルキ
他ノ相續人此讓受人ニ其代價ヲ償ヒ而シテ之ヲ相續
分配中ヨリ除去シテ之ニ代ルヲ得ルノ權ナリ

〔參照〕訴訟權ニ付テハ(民)一六九九以下、相續ニ付テハ(民)
八四一、

Rétroactivité.

レゾロアグアイヴィテ
咧士囉亞克氏微太 樂怪 嚙
及既往

〔本義〕「レトロアジルトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ其
本羅甸ノ「レトロアゼレ」ヨリ出ツ「レトロアゼレ」ハ「後ト

Revendication.

ルウァンヂカシオン
取戻

Saisie revendication.

セシ、ルウァンヂカシオン
取戻拿住

〔本義〕「ルウァンヂケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ルウァ
ンヂケ」ハ「ルト羅甸」ノ「ウァンヂカ」ト合成セシモノニテ
「ル」ハ前詞ナリ「ウァンヂカレ」ハ「請求スル」ノ義「ルウァンヂケ」

ハ即チ「再ヒ要求スル」ノ意ナリ「セシ」ハ「拿住」ナリ（エスノ部一）

〔釋解〕自己ニ屬シタルモノ、他人ノ手ニ在ルトキ之ヲ請求スル權ナリ

〔參照〕附託ニ付テハ（民）一九二六、動産ニ付テハ（民）二一〇二ノ四項、二二七九以下、家賃ニ付テハ（民）二一〇二ノ一項、分散後ノ商品ニ付テハ（商）五七四以下、取戻拿住ハ（訴）八二六以下、

レウオカシオン

取消

〔本義〕「レウオケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「レウオカレ」ヨリ出ツ「レウオカレ」ハ「ルト」ト「ウオカレ」ト合成セ

Révocation.

Risques.

シモノニテ「ル」ハ前詞ナリ「ウオカレ」ハ「呼フ」ノ義「レウオカレ」ハ即チ「呼返ス」又「言ヒ戻ス」ノ意ナリ

〔釋解〕存念ノ變更ニヨリ那ノ所爲ノ消滅チイフ代理遺囑ノ如キハ取消スナ得ヘシト雖モ贈遺ニ至リテハ其性質ニ於テ決シテ取消スヘカラサルモノナリ但シ法律ノ定メタル別段ノ場合ハ此限ニ在ラス

〔參照〕贈遺ノ取消ハ（民）九五三以下、一〇九六、遺囑ハ（民）八九五、一〇三五以下、仲裁人ハ（訴）一〇〇八、代訟人ハ（訴）七五、解除ノ條件ハ（民）一一八三、代理ハ（民）二〇〇三以下、會社ハ（民）一八五六、

リスク

危嶮

〔本義〕羅甸ノ「レスカレ」ヨリ出ツ「レスカレ」ハ「切ル」ノ義又佛「レゼク」トイフ古語アリ「レゼク」ハ「危シ」ノ義尤モ「リスク」ハ羅甸ヨリ出テタルモノナレトモ所謂「レゼク」ニシテ「危キ」ノ義ナリ

〔釋解〕契約中ニ於テ自ラ承知シテ受クル所ノ運命チイフ

〔參照〕(民)一一三八、仲買人ニ付テハ(商)一〇〇、停止ノ條件ハ(民)一一八二、附託ハ(民)一二五七、船舶ハ(商)三二八、三五〇、會社ハ(民)一八五一、賣却ハ(民)一五八五、一六二九、

ロガトアル

請願ヲ

Rogatoire.

〔本義〕羅甸ノ「ロガレ」ヨリ出ツ「ロガレ」ハ「願フ」又「請フ」ノ義

〔釋解〕「コミシオン、ロガトアル」ハ請託ナリ(セノ部四四)〔參照〕民事ニ付テハ(訴)一〇三五、(商)一六、刑事ニ付テハ(治)九〇、

ロール

丁數

帳簿

Rôle.

〔本義〕「ロール」ハ羅甸ノ「ロチャリッス」ヨリ出ツ「ロチャリッス」ハ「巻軸」ナリ佛ニテモ古ハ「ロール」ハ矢張り巻軸ナリシガ今卷子ノ枚數又物ノ「目次」チイフ

〔釋解〕訴訟法ノ語ニテハ太字副書或ハ公正書面ノ副書ノ紙ノ表裏両面チイフ〇ダロイズ此語ハ數個ノ意味アリ第一「ロール、ド、エシリナル」トイヘハ書付ノ一葉即

ナ其ニ「パシ」チイフ第二「ロール、デ、コーズ」トイヘハ呼出
ニ依リ又ハ願書ニ依テ出タス所ノ訴訟事件ヲ其差出
ノ順序ニ從ヒ書記官ノ記載スル所ノ簿冊ナリ第三「ロ
ール、デ、コントリビ」シオン「トイヘハ法律ニ定メタル税
ヲ科シタル人ノ身分書ナリ第四「ロール、ド、エキパ」シ「ト
イヘハ船ニ乘リタル人ノ身分書ナリ

〔参照〕(訴)一〇四、

エスノ部

セシ
拿住

Saisie.

〔本義〕羅句ノ「サシレ」ヨリ出ツ「サシレ」ハ「取ル」ノ義
〔釋解〕人權者ニ與ヘラレタル權ニシテ人權者ハ此權ニ
因テ己レノ利益ノタメ裁判所ニ出訴シ義務者ヲシテ
其財產ヲ賣却セシムルヲ得○「パシ」レ法律ニテ人權者
ニ許ルシテ強テ其義務者ニ義務ヲ執行セシムル方法
ナリ人權者ハ義務者ノ動産不動産ヲ裁判所ニ委託セ
シメ而シテ此方法ニ依テ義務者ヲシテ強テ其義務ヲ執
行セシムルヲ得ルナリ

セシ、インモビリエル

Saisie immobilière.

エスノ部

不動産ヲ拿住

〔本義〕「インモビリエル」ハ「不動産」ノ義ナリ
〔釋解〕不動産ノ差押ナリ

Saisies mobilières.

セジ、モビリエル

動産ヲ拿住

〔本義〕「モビリエル」ハ「動産」ノ義（エムノ部一七）
〔釋解〕動産ノ差押ナリ

Saisie-arrêt.

セジ、アレー

留置拿住

〔本義〕「アレー」ハ「止ムル」ナリ（アノ部七九判決參看）
〔釋解〕「バシレ」義務者ノ財産外人ノ所ニ在ルトキ其人權者ヨリ此外人ニ其財産ヲ留メ置カシメ而シテ此外人ヲ

シテ義務者ニ之ヲ渡サシメサラシムル所ノ方法ナリ
若シ其外人正シキ「セジ、アレー」ヲ守ラスシテ其財産ヲ義務者ニ渡ストキハ拿住ヲ爲シタル人權者ニ更ニ之ヲ渡サシメラルヘシ

セジ、ブランドン

Saisie-brandon.

附標拿住

〔本義〕「ダローズ」セジ、ブランドンハ希臘羅馬ニ始リシモノニシテ希臘羅馬ニテハ他人ノ所有地又ハ其財産上ニ書入質或ハ質ノ權ヲ有シタル人權者ハ其權ヲ表スル爲メニ此地面ニ杭ヲ立テ其上ニ草ヲ束テ之ヲ結ヒ付テ其標シト爲セリ中世ニ至リ其標ヲ「ブランドン」ト名ケタリ「ブランドン」ハ「草ヲ束テ拵ヘタル松火ノ類」

ナリ蓋シ其形ノ相類スルコ依テ此名ヲ附シタルモノナルヘシ(ベノ部二三「ブランドン」參看)

〔釋解〕土地ニ附着シテ未タ収納セサル作物ノ差押チイフ目標ヲ附スルハ未収穫セサル作物ヲ差押ヘタルヲ知ラシムルタメナリ

Saisie-exécution.

セシ、エクゼキウシオン

執行拿住

〔本義〕「エクゼキウシオン」ハ「執行」ナリ(エノ部三四)

〔釋解〕動産ノ差押ナリ○「バシッレ」又之ヲ「セシ、モビリエル」トモイフ執行式アル證書ヲ有スル人權者ヨリ其義務者ノ有形ノ動産ヲ差押ヘテ之ヲ賣却セシメ而シテ其代價ヲ以テ辨償セシムル方法ナリ

Saisie-gagerie.

セシ、ガジウリ

什具拿住

〔本義〕「ガジウリ」ハ出處「ガジウ」同シ「ガジウ」ハ質ナリ(ゼノ部一及ヒ三)

〔釋解〕貸家主ヨリ其借家人ノ家具ヲ差押ルコチイフ

Saisie des rentes.

セシ、デ、ラント

年金ノ拿住

〔本義〕「デ、ハ」ナリ「ラント」ハ「年金」ナリ(エルノ部二五)

〔釋解〕「バシッレ」年金ノ期限ニ至リ又ハ期限ニ至ルヘキ利金ヲ義務者ノ掌中ニ留メ置カシメ而シテ其利金ヲ取ルノ權ヲ公ケニ競賣スルヲ待ツ爲メノ差押ナリ
セシ、ルヴァンデカシオン

Saisie-revendication.

エスノ部

取戻拿住

〔本義〕「ルウアンヤカシオン」ハ「取戻」ナリ（エルノ部四六）
 〔釋解〕外人不正ニシテ物件ヲ占有スルヲ以テ其外人ノ
 掌中ニ就キ其物件ヲ差押フルヲチイフ
 〔參照〕總則ハ（民）二〇九二、（訴）五五一、不動産拿住ハ（民）二二
 〇四、（訴）六七三以下、附帶ノ事件ハ（訴）七一八以下、動產拿
 住留置拿住ハ（訴）五五七以下、抵填ハ（民）一二九八、附託ハ
 （民）一九四四、附標拿住ハ（訴）六二六以下、執行拿住ハ（訴）五
 八三以下、什具拿住ハ（訴）八一九以下、船ニ付テハ（商）一九
 七以下、年金ニ付テハ（訴）六三六以下、取戻拿住ハ（訴）八二
 六以下、

セザヌ

11 Saisine.

掌握權

〔本義〕「セザ」ニ同シ
 〔釋解〕「ボセシオン」占有ナリペノ部三三ナリ即チ直チニ
 品物ヲ掌握スルヲチイフ例ヘハ相續人又ハ遺囑人遺
 囑執行人ノ「セシヌ」ノ如キ是ナリ
 〔參照〕相續人及ヒ受遺囑者ニ付テハ（民）七二四、一〇〇四、
 一〇〇六、遺囑執行人ニ付テハ（民）一〇二六、一〇二七、

ソーフ、ユンヂウイ

往來券

111 Sauf-conduit.

〔本義〕「ソーフ」ハ羅匈ノ「サルウイウス」ヨリ出ツ「サルウイウス」
 ハ梵語ノ「サルウ」ヨリ出ツ「サルウ」ハ「全シ」ノ義今用ユル
 所モ均シク「全シ」ノ意味ナレモ「危險ノ外ニ在ル」又「免レ

エヌノ部

〔ル〕又「害ナシ」ノ意味ナリ「コンヂウイ」ハ「導ヒク」ノ義
〔釋解〕自由ヲ剝奪セラレシモノニ逮捕ノ畏レナクシテ
或ル時間中定マリタル事件ニ付キ往來スルヲ許ルス
證書ナリ

〔參照〕〔訴〕七八二、分散人ニ付テハ〔商〕四五六、四八八、

セレ

四

Seelle.

捺印

〔本義〕「セレ」トイフ働詞ノ過去分詞ナリ其本羅句ノ「シヂ
ロム」ヨリ出ツ「シヂロム」ハ「印形」ナリ今「セレ」トイヘハ「印
ヲ押ス」ノ意ナリ

〔釋解〕法官カ各種ノ物品ニ公ケノ印章ヲ押捺スルヲ
イフ但シ印章ヲ押捺スルハ其物品ノ目錄ノ出來上ル

マテ脱抽ヲ防クカタメナリ

〔參照〕民事ニ付テノ通則ハ〔民〕八一九以下、捺印ハ〔訴〕九〇、
七以下、故障ハ〔訴〕九二六以下、除印ハ〔訴〕九二八以下、刑事
ニ付テハ〔治〕一六、三五、三七、三八、八九、九〇、封印毀壞ハ〔刑〕
二四九以下、

スゴンド、ノス

五

Secundas noces.

再婚

〔本義〕「スゴンド」ハ佛ノ古語ニテ「スゴンド」トイフ「スゴンド」ハ
古ノ時ノ分チニテ一時チ六十ニ分チ其一分チ「ミヨッタ
エ」トイヒ「ミヨッタエ」チ又六十ニ分チ其一分チ「スゴンダ
エ」トイヘリ後音チ轉シテ「ミヨッタエ」チ「ミヨット」トイヒ「ス
ゴンダエ」チ「スゴンド」トイフ然ルチ今ハ時ノ「」ニ限ラ

エスノ部

九一五

ス何事ニヨラス「第二」チ「スゴンド」トイフ又「ノス」ハ羅句
ノ「ニッブトム」ヨリ出ツ「ニッブトム」ハ「婚姻スル」ノ義ナリ
〔釋解〕セノ部九二「コンウケル」ニ同シ

六 Seing privé.

私印

〔本義〕「セン」ハ羅句ノ「シニオム」ヨリ出ツ「シニオム」ハ「印記」
ナリ「ブリウエ」ハ羅句ノ「アリウッス」ヨリ出ツ「アリウッス」ハ「己
レノ固有」ノ義「セン、ブリウエ」ハ即チ「私ノ印記」ノ意ナリ
〔釋解〕私ノ「シニオム」手署ナリ本部一二ナリ此私ノ「シニ
オム」ノ書面ハ決シテ公正ノモノニ非ス何ントナレハ
此書面ハ唯私ノ手署ノミニテ別ニ公正タルヲテ確實
ニ爲スモノナケレハナリ

七 Séparation.

セバラシオン

分離

〔本義〕「セパレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句
ノ「セパラレ」ヨリ出ツ「セパラレ」ハ「スト」^ト「バラレ」ト合成セ
シモノニテ「ス」ハ「分離」ヲ示ス前詞「バラレ」ハ「處置スル」又
「排列スル」ノ義ナリ

〔釋解〕附着スル所ノモノヲ分離スルヲナリ

Séparation de biens.

セバラシオン「ド」^ド「ビアン」

財産ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ（ベノ部一一）
〔釋解〕匹偶者其各自ノ財産ノ所有權及ヒ管理ヲ各自ニ
スル別段ノ方法ヲイフ其方法ハ或ハ最初婚姻ノ契約

ニ依リテ定マルコアリ或ハ裁判ニ依テ定マルコアリ
而シテ裁判ニ依テ定マルコハ婦ノ嫁資ヲ其夫ノ取扱ヒ
ニ依リテ毀損セラル、トキニ於テスルコナリ

Séparation de corps.

セバラシオン、ド、コル

別居

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コル」ハ「身體」ナリ

〔釋解〕緊重ナル事故アリテ夫婦其共住ノ住所ヲ離違ス
ルコトヲ裁判ヲ以テ其婦ニ許スコトイフ

Séparation de dettes.

セバラシオン、ド、デト

負債ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「デト」ハ「負債」ナリ(デノ部四一)

〔釋解〕婚姻以前ニ成立タル負債ヲ共通財産中ヨリ除

去スルコトヲ陳述シタル約條タイプ

セバラシオン、ド、パトリモアヌ

Séparation de patrimoine.

家産ノ分離

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パトリモアヌ」ハ「家産」ナリ(メノ部一九)

〔釋解〕相續ノ時相續人其自己ノ財産ト相續ノ財産トノ
混亂ヲ防クタメニ其分別ヲナス事タイプ

〔參照〕契約ヲ以テスル財産ノ分離ハ(民)一五二九、一五三
六以下、裁判ヲ以テスル財産ノ分離ハ(民)三一、一四四一
ノ五項、一四四三以下、一五六三、(訴)四九ノ七項、八六五以
下、商買ノ事ニ付テハ(商)六五以下、身體強逼ハ(民)二〇六
六、遺囑ノ執行ハ(民)一〇二九、賣却ハ(民)一五九五、時効ハ
(民)一五六〇以下、別居ハ(民)三〇六以下、假ノ處置ハ(民)二

六七以下、却下ハ(民)二七二以下、其效力ハ(民)二九九以下、
法式ハ(訴)八七五以下、負債ノ分離ハ(民)一四九七ノ四項、
一六一〇以下、家産ノ分離ハ(民)八七八以下、二一一一、

八
Sequestration.

セケストラシオン

私監禁

〔本義〕「セケストレトイフ」勸詞ノ變シタル名詞ニテ其本
羅甸ノ「セケストラレ」ヨリ出ツ「セケストラレ」ハ「他人ニ
預ケ置ク」ノ義

〔釋解〕公ケノ牢ニ非スシテ不法ニ人ヲ繫囚スルヲチイ
フ(セ)ノ部二二「シアルト、ブリウエ」參看)

〔參照〕(刑)三四一以下、

九
Sequestré.

セケストル

寄托

〔本義〕「セケストラシオン」ニ同シ

〔釋解〕雙方ノ爭論ト爲リタル物件ヲ他人ニ委託スルヲ
イフ此委託ヲ受ケタル者ハ裁判ノ確定ニ至ルマテ之
ヲ保存セサルヘカラス

〔參照〕民事ニ付テハ(民)一九一六以下、契約ニテ爲シタル
モノハ(民)一九五六以下、裁判所ニテ爲シタルモノハ(民)
一九六一以下、種々ノ規則ハ(民)二〇六〇ノ四項、(訴)一三
五ノ四項、五五〇、六八八、刑事ニ付テハ(治)一六、三五、抗傳
ヲ受ケタル者ノ財産ハ(治)四七一、四七五、

一〇
Serment.

セルマン

誓

ニスノ部

〔本義〕羅句ノ「サクラマントム」ヨリ出ツ「サクラマントム」ハ「盟」ナリ

〔釋解〕神ノ名ヲ呼テ裁判所ニテ爲シタル「アフィルマシオン」(保言ナリアノ部四二)ナリ

Serment décisoire.

セルマン、デシヅアル

決斷ヲ誓

〔本義〕「デシヅアル」ハ「決斷」ノ義(デノ部七)

〔釋解〕デノ部七「デシヅアル」ノ處ニ見ユ

Serment supplétoire.

セルマン、シツプレトアル

充足ヲ誓

〔本義〕「シツプレトアル」ハ「シツプレ」ニトイフ働詞ノ變シタル形容詞ニテ「シツプレ」ニ「エ」ハ羅句ノ「シツプレ」ヨリ出ツ「シツプレ」

「レ」ハ「シツプレ」ト「ブレ」ト合成セシモノニテ「シツプレ」ハ「下」ニノ義「ブレ」ハ「充」タスノ義ナリ今「缺」クル所ヲ充「タス」ナ「シツプレ」ニ「エ」トイフ

〔釋解〕事柄ノ證據ヲ充足スル爲メニ裁判官其職權ヲ以テ命スル所ノ誓ナリ

〔參照〕民事ニ付テハ(民)一三一六、一三五〇、一三五二、一三五七以下、決斷ノ誓ハ(民)一三五八以下、補足ノ誓ハ(民)一三六六以下、法式ハ(訴)一二〇、一二一、一〇三五、偽誓ハ(刑)三六六、

Servitude.

Servitudes légales.

エスノ部

セルウイチウド

地役

セルウイチウド、レガル

法律上^ラ地役

Servitudes conventionnelles.

セルウイチウド、コンウアンシオ子ル
合意上^ラ地役

Servitudes apparentes.

セルウイチウド、アパラント
有形^ラ地役

Servitudes non apparentes.

セルウイチウド、ノン、アパラント
無形^ラ地役

Servitudes continues.

セルウイチウド、コンチニウ
繼續^ラ地役

Servitudes discontinues.

セルウイチウド、ヂスコンチニウ
不繼續^ラ地役

Servitudes de passage.

セルウイチウド、ド、バサジウ

Servitude de jour.

通行ノ地役

セルウイチウド、ド、ジウール

日光ノ地役

セルウイチウド、ド、エグー

Servitude d'égout.

雨滴ノ地役

[本義]「セルウイチウド」ハ羅甸ノ「セルウッス」ヨリ轉シタル語ニシテ「セルウッス」ハ「奴隸」ナリ今「セルウイチウド」トイヘハ「奴隸」ノ地位ノ義ナリ又法律語ニテハ「人」ノ役ニ服スル「チ」イフ「レガル」ハ「法律」ノ義「コンウアンシオチル」ハ「合意」ノ義「アパラント」ハ「外形」ノ義「ノン」ハ「不」ナリ「コンチニウ」ハ「繼續」ノ義「ヂスコンチニウ」ハ「分離」チ示ス前詞ナリ即チ繼續セ

サルノ意「ド」ハ「ノ」ナリ「パサジ」ハ「通行權」ナリ（ペノ部一六）
 「ジール」ハ「日」ナリ今「日光」ヲ取ルタメニ開キタル窓ノ義
 ニ用ユ「エグ」ハ「雨滴」ナリ（口音）「ド、エグ」ハ「テグ」
 [釋解]甲ノ所有地ノ使用及ヒ便利ノタメニ乙ノ所有地
 ノ上ニ係リタル義務ヲイフ○ブイエ法律語ニテハ總
 テ人ノ自由ヲ制限スルヲ「セルウイ」トイフ此制限
 ハ人ニ對シテ之ヲ爲スヲアリ（之ヲ「セルウイ」トイフ、ペル
 子ル）トイフ又物ニ對シテ之ヲ爲スヲアリ（之ヲ「セルウイ
 チ」トイフ、レエル）トイフ古昔ノ奴隸ハ眞ノ「セルウイ」トイフ、ペル
 ツ子ル）ナリ今日ニ在テモ収實權（ドロア、ヂッザフ）使
 用權（ドロア、ヂッザ）及ヒ住居權（ドロア、ダビタシオン）
 ハ之ヲ「セルウイ」トイフ、ペルツ子ル）トイフヘリ何トナレハ此

權ハ本ト人ノ身ニ屬スルノミニシテ其相續人ニ移ラ
 サルモノナレハナリ「セルウイ」トイフ、レエル）中ニハ總テ他
 人ノ使用便宜ニ付キ己レノ地面ニ負ヒタル其使用便
 宜ニ供スルノ義務ヲ包括ス又之ヲ稱シテ「セルウイ」トイフ、
 フォンシエ）トイフ此「セルウイ」トイフニ三種アリ第一、土地ノ
 自然ノ形狀ヨリ出ルモノナリ（之ヲ「セルウイ」トイフ、ナ）
 「セル」トイフ）第二、法律ニ依テ負ハシメタル義務ヨリ生ス
 ルモノナリ（之ヲ「セルウイ」トイフ、レガ）トイフ）第三、所有
 者間ノ合意ヨリ成ルモノナリ（之ヲ「セルウイ」トイフ、コン）
 「セル」トイフ）其第一ハ即チ自由ニ水ヲ流スノ權
 若クハ設界ノ權（ボル）ナジツベノ部二）及ヒ藩圍設置ノ
 權是レナリ其第二ハ公益又ハ私益ノタメニ法律ノ立

テタルモノニシテ其主意ハ一般ノ安寧及ヒ一般ノ人命ヲ保護スルニ在リ即チ道路船河鑛山等ノ建築修繕ノ如キ是レナリ又國土防禦ヲ主意トスルモノアリ(之ヲ「セルウイチャッド、ミリテル」トイフ)此「セルウイチャッド、ミリテル」ハ別段ノ法律ニテ之ヲ規定ス又「セルウイチャッド、コンウアン」シオチル「テ區別」シテ「セルウイチャッド、コンチニ」(「按」繼續セシムル爲メニ人ノ所爲ヲ要セサルモノ)及ヒ「セルウイチャッド、デスコンチニ」(「按」繼續セシムルタメニハ人ノ所爲ヲ要スルモノ)トシ又「セルウイチャッド、アパラント」(「按」其成立ニ付キ外ニ顯ハレタル標アルモノ)及ヒ「セルウイチャッド、ノン、アパラント」(「按」其成立ニ付キ外ニ顯ハレタル標ナキモノ)トナス○「按」隣地上ニ通行スルコトハ「アンクラウ」即チ

自家ノ地面四方ヨリ他人ノ地面ニ圍マレタルトキニ非ラサレハ之ヲ求ムルヲ得ス此場合ニ於テハ相當ノ償金ヲ出シ公道ニ最近ニシテ隣地ノ損害少キ處ニ就テ之ヲ爲ス此通行ヲ受クル義務ヲ「セルウイチャッド、ド、パサ」シ「トイフ」○「按」法律ニテ他人ノ所有地ニ接シタル壁上ニ開設スル窓ノ高サ及ヒ廣サヲ制限シ又直斜ニ拘ハラス觀望ヲ開クニ付キ必ス守ルヘキ距離ヲ制限シタリ此制限ヲ「セルウイチャッド、ド、シール」トイフ○「按」一般ニ簷滴ハ自家ノ地面ニ之ヲ受ケ又ハ直チニ公道上ニ之ヲ流スヘシ然レモ「セルウイチャッド」ニ依ルキハ隣地上ニ之ヲ流スヲ得ヘキナリ

(參照)民五二六、五四三、六三七以下、自然ノ地役ハ(民六四

○以下、法律上ノ地役ハ(民)六四九以下、分界壁ハ(民)六五三以下、建築ハ(民)六七四、觀望ハ(民)六七五以下、雨滴ノ供用ハ(民)六八一、通行ハ(民)六八二以下、合意上ノ地役ハ(民)六八六以下、建立ハ(民)六九〇以下、効ハ(民)六九七以下、消滅ハ(民)七〇三以下、共通ハ(民)一四三三、一四三七、書入質拋棄ハ(民)二一七七、收質者ハ(民)五九七、賣買ハ(民)一六三八、兵役ハ千七百九十一年七月十日千八百十九年七月十七日ノ法

シニアチウル

手署

Signature.

〔本義〕羅甸ノ「シニオム」ヨリ出ツ「シニオム」ハ「印記」ナリ今「シニアチウル」ハ「書面」ノ下ニ自筆ニテ記スル印「チイフ

1111 Signification.

〔釋解〕契約ノ成立及其執行ヲ確實ニスルタメニ書面ノ下へ自己ノ名ヲ記スル「チイフ」
〔參照〕ウエノ部七「ウエリ」フィカシオン、デクリ「チウル」ノ所ニ見ユ
シニフィカシオン

通知

〔本義〕「シニフィエ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「シニフィカレ」ヨリ出ツ「シニフィカレ」ハ「シニオム」ト「ファセレ」ト合成セシモノニテ「シニオム」ハ「印記」ナリ「ファセレ」ハ「爲ス」ノ義即チ「印記」ヲ爲ス「ノ意ナリ」
〔釋解〕法律ニ遵ヒ書面若クハ裁判チ一方ノモノニ通知スル「チイフ」

〔參照〕(訴)一四七、一四八、權利移轉ノ通知ハ(民)一六九〇以

下、

一四

Société.

ソシエテ

會社

〔本義〕羅匈ノ「ソシウス」ヨリ出ツ「ソシウス」ハ「仲間」ナリ本
 此「ソシウス」ノ「ソシ」ハ梵語ニテ「親ミ」ノ義ナリ
 〔釋解〕「バシッレ」互ニ物ヲ共通シ之ヨリ生スル所ノ利益損
 失ヲ分カチ受クルノ約束ニテ結ヒタル二人以上ノ集
 合ナリ

Sociétés civiles.

ソシエテ、シウイル

民事會社

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義
 〔釋解〕「バシッレ」商業ノ所爲ニ非ラサルヲ爲ス主意ヲ以

テ結ヒタル會社タイプ

ソシエテ、コメルシアル

商業會社

Sociétés commerciales.

〔本義〕「コメルシアル」ハ「商賣」ノ義ナリ
 〔釋解〕「バシッレ」商業ノ所爲ヲ爲スノ主意ヲ以テ結ヒタル
 會社タイプ

ソシエテ、アン、ノン、コレクチフ

合名會社

Sociétés en nom collectif.

〔本義〕「アン」「ハ」「ニテ」ナリ「ノン」「ハ」「名」ナリ「コレクチフ」ハ「合名
 ノ」ノ義(セノ部三五)
 〔釋解〕「バシッレ」會社ノ名目ヲ以テ商業ヲ爲ス目的ニテ二
 人以上ニテ結ヒタル會社タイプ

エスノ部

Sociétés en commandite.

ソシエテ、アン、コマンドイト
信任會社

〔本義〕セノ部四一ニ見ユ
〔釋解〕同上

Sociétés anonymes.

ソシエテ、アノニム
無名會社

〔本義〕「アノニム」ハ「無名」ノ義（アノ部六三）
〔釋解〕「バシッレ」社號ナク又社員ノ名氏ヲモ顯ハスコナク
シテ結ヒタル會社チイフ此會社チ目スルニハ其發起
ノ事業ヲ以テス

Sociétés en participation.

ソシエテ、アン、パルチシパシオン
共分會社

〔本義〕「アン」ハ「ユテ」ナリ「パルチシパシオン」ハ「參預」ナリ（ベ
ノ部一三）

〔釋解〕「バシッレ」二人若クハ數人ニテ約束ニテ定メタル割
合ニ從テ事業ニ立入ル會社ナリ○「按」商法ニハ「アソシ
アシオン、アン、パルチシパシオン」トアリ（アソシアシオ
ン」ハ「集會」ナリアノ部八六）

ソシエテ、レオニス

獅子會社

Société léonine.

〔本義〕「レオニス」ハ「獅子」ナリ
〔釋解〕社中ノ一人ニテ專ラ其利ヲ私シ會テ其損毛ヲ受
ケサルコト恰モ獸中ニ在リテ獅子ノミ其猛威ヲ逞クス
ルニ均キ風アル會社ナリ尤モ佛國ニ於テ方今ハ此會

社ヲ禁止セリ

〔參照〕民事ノ會社ハ(民)一八三二以下、其種類ハ(民)一八三五、總括ノモノハ(民)一八三六以下、別段ノモノハ(民)一八四一、社員ノ約束ハ(民)一八四三以下、解除ハ(民)一八六五以下、呼出ハ(訴)五〇ノ二項、五九、持寄ハ(民)八五四、商事ノ會社ハ(民)一八七三、(商)一八以下、社員ノ爭論ハ(商)五一以下、六三一ノ二項、呼出ハ(訴)六九ノ六項、分散ハ(商)四三八以下、商賣帳ハ(商)一四、會社ノ證書ハ(民)一三八四、(商)二二、三七、三九以下、

ソリダリテ

一五

Solidarité.

連帶

〔本義〕「ソリデル」トイフ形容詞ノ變シタル名詞ナリ「ソリ

デル」ハ羅甸ノ「エンソリドム」ヨリ出ツ「エンソリドム」ハ「多人數一團ノ義務者ト爲リ彼此ノ差別ナク部中ノ人ハ其一人ニテモ悉皆義務ヲ負フ」チイフ
〔釋解〕同利益ヲ有スル數人ノ間存スル諸權利ノ混合ヲイフ此混合ニ依テ數人一團結ト爲リ其中ノ一人ハ義務ニ付テハ恰モ己レノミ義務者タリシカ如ク全體ノ義務ヲ一身ニ擔任シ又權利ニ付テハ恰モ己レノミ權利者タリシカ如ク全員ノタメニ其權利ヲ行フヲ得
〔參照〕民事ニ於テ人權者ノ間ニテハ(民)一一九七以下、義務者ノ間ニテハ(民)一二〇〇以下、貸貸ニ付テハ(民)一七三四、保證人ハ(民)二〇二一、二〇二五、二〇三〇、共通ハ(民)一四三一以下、抵填ハ(民)一二九四、混合ハ(民)一三〇一、後

見人ハ(民)三九五、三九六、分離ハ(民)一二一九、商賣手形ハ(商)一一八、一二〇、一四〇、一四二、一八七、遺囑執行人ハ(民)一〇三三、分散ハ(商)五四二、代理ハ(民)一九九五、二〇〇二、更改ハ(民)一二八〇、一二八一、時效ハ(民)二二四九、貸借ハ(民)一八八七、義務放釋ハ(民)一二八四以下、誓ハ(民)一三六五、會社ハ(民)一八六二、商賣ノ會社ハ(商)二二以下、刑事ニ付テハ(刑)五五、

ソメル

簡略ク

〔本義〕羅句ノ「ソマリオム」ヨリ出ツ「ソマリオム」ハ「簡略ナル」ノ義ナリ

〔釋解〕「マナエルソメル」トイフトキ簡略ノ事件ノ義ニ用

Sommaire.

ユ(エムノ部七)

〔參照〕(訴)四〇四以下、四六三、五四三、證人吟味ハ(訴)四〇七以下、治安裁判官ハ(訴)三四以下、

ソマシオン

督促

Sommation.

〔本義〕「ソメ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「ソメ」ハ蓋シ羅句ノ「ソマレ」ヨリ出ツ「ソマレ」ハ「人ニ斯クセヨト指シ示ス」ノ意ナリ

〔釋解〕人ノ義務ヲ行ハサルトキ其遲延シタル旨ヲ述ヘテ之ヲ行フヲ責ムルチイフ

スールツ
叟立土 碎

填代

Souite.

〔本義〕「ソルド」ヨリ出テタルモノニテ「ソルド」ハ羅句ノ「ソ
 リヂッス」ヨリ出ツ「ソリヂッス」ハ「貨幣ノ名」ナリ
 〔釋解〕分配ヲ爲ストキ定リタル取分ノ不足セルトキ其
 不足ヲ填タシムルニ必要ナルモノチイフ
 〔參照〕〔民〕八三三、一四〇七、一四七六、

スタケウ

Statut.

法

〔本義〕「スタケウ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅
 句ノ「スタケウ」ヨリ出ツ「スタケウ」ハ「立テ在ル」「定テ在ル」
 ノ意今「スタケウ」ハ「法」「規則」「命令」ノ「」ニ慣用ス
 〔釋解〕各種ノ法ヲ總稱スル語ナリ

スタケウ、ペルソ子ル

Statut personnel.

對人法

〔本義〕「ペルソ子ル」ハ「人」ノ義
 〔釋解〕人ノ身分并ニ能力ノ制限ヲ立ル所ノ總テノ法ヲ
 指ス此法ハ其人ノ其處ニ現在スルトモサルトニ拘ハ
 ラス何レニ在リテモ其人ヲ支配スル所ノモノタリ

スタケウ、レ・エル

Statut réel.

物上法

〔本義〕「レ・エル」ハ「物」ノ義
 〔釋解〕財産ヲ支配スル總テノ法チイフ此法ハ其自國ノ
 境外ニ行ハル、ノ力ナシ
 〔參照〕〔民〕三、

ステリオナ

Stellionat.

エスノ部

偽典賣

〔本義〕羅句ノ「ステリオ」ヨリ出ツ「ステリオ」ハ「二ノ動物ノ名」ニシテ其皮色常ニ變スルモノナリ由テ詭變ヲ以テ人ヲ欺クモノヲ形容シテ「ステリオ」トイフ法律語ニテハ「人ノ所有物タルヲ知リテ之ヲ自己ノ所有物トシテ典賣スル」ヲ「チイフ

〔釋解〕自己ノ所有物ニ非サルヲ知リテ之ヲ賣却シ又ハ書入質ト爲シ又ハ既ニ書入質ト爲シタル物ヲ更ニ書入質ニ爲シ又ハ實際千兩ノ書入質ニセシ物ヲ五百兩ニ書入レタリト述ヘテ更ニ之ヲ書入質トスル如キ詐偽チイフ

〔參照〕〔民〕二〇五九、二〇六六、二一三六、〔訴〕八〇〇ノ五項、九

Stipulation.

〇五、(商)六一二、

ス
テイビエラ
ジョン
シユーラオン
スオン
士氏補刺孫 狩論 噫
求約

〔本義〕「ステピッレ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅句ノ「ステピッラ」ヨリ出ツ「ステピッラ」ハ「麥稗」ナリ蓋シ羅句ノ古俗ニ契約ヲ爲ストキハ必ス麥稗ヲ贈リテ其意ヲ表セシ「ア」リ然レ此俗習ハ年ヲ經ルノ間自然ニ息ミテ唯「ステピッラ」ノ語ノミ存セリ由テ「ステピッラ」トイヘハ即チ「契約」ノ「ト」ナレリ又「契約書」ノ中ニ義務ノ條件ヲ明細ニスル「ラ」チモイフ「ラブレ」氏ハ之ヲ「ソリシテ」ノ意ニ取レリ「ソリシテ」ハ「切望スル」ノ義「ホアソナド」氏曰ク「フェル、ケステチオン」ノ意ナリ即チ尋子問フノ義ニシ

テ何々ヲ爲サシカト之ヲ尋テテ願望スルノ意ナリト
今法律語ニテハ「爲サシムル」承諾セシムルノ意ニ慣用
ス(十一年三月廿日照査課ノ講義)

〔釋解〕證書中ノ總テノ約條ヲイフ○バシレ契約中ニ入
ル所ノ總テノ約條件又ハ約束ヲイフ

1111 Subrogation.

須匄囉噶孫 シユプロロガジオン 所理 シオグオン 噶 ソン
代權

〔本義〕「シップロゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「シップロ
ゼ」ハ其本羅甸ノ「シッブ」ト「ロガレ」ト合成セシモノニテ「シッ
ブ」ハ「下」ニノ義「ロガレ」ハ「願フ」ノ義「シップロガレ」ハ即チ「何
件」ニ付テ願フトイフ「カ如キ意味ナリ今法律語ニテハ
「代理」セシムルノ意ニ用ユ

わ

〔釋解〕一人アリ那ノ契約ニ親接セスシテ其契約ノ便利
ノタメニ他人ヲ指立テ、己レノ代リチ爲サシムルチ
イフ尤モ法律ニ依テ爲スコアリ又約束ニ依テナスコ
アリ

〔參照〕辨濟ニ付テハ(民)一二四九以下、約束ニテ爲シタル
モノハ(民)一二五〇、法律上ノモノハ(民)一二五一、保證人
ニ付テハ(民)二〇二九、二〇三七、商業手形ハ(商)一五九、一
八七、相續人ハ(民)八七五、受囑者ハ(民)八七四、順序ハ(民)七
六九、辨濟ハ(民)一二三六、執行拿住ハ(民)六一二、不動産ニ
付テハ(民)七二一、七七九、

1111 Subrogé-tuteur.

シップロゼ、ナツツール
後見監察人

〔本義〕「シツプロゼ」ハ「シツプロガシオン」本部二二ニ同シ「チツツ
ール」ハ「後見人」ナリ(テノ部二〇)

〔釋解〕後見人ノ所爲ヲ監察セシムル爲メ之ニ差添ヘ
タル人チイフ

〔參照〕(民)四二〇以下、管財人ニ付テハ(民)三九三、受禁者ハ
(民)五〇五、責任ハ(民)一四四二、二一三七、四四六、四五〇以
下、四七〇、控訴期限ハ(訴)四四四、

Substitution de biens.

須^{シユブ}匈^{ステイ}士^{テイ}丟^{テイ}孫^{ユシオン} 杜^ヂ 皮^ヒ晏^{アン} 戌^{シユチオン}春^{シオン} 嚙^{ヒアン}吐^ツ 哽^{エン}

財產ノ攝代轉傳贈遺

〔本義〕「シツプスチチツシオン」ハ「シツプスチチツエ」トイフ働詞ノ
變シタル名詞ナリ其本羅匈ノ「シツプスチチツエ」ヨリ出
ツ「シツプスチチツエ」ハ「シツプ」ト「チチツエ」ト合成セシモノ

Succession.

コテ「シツプ」ハ「場所」ニノ義、スチチツエ「立テ定ムル」ノ義
「シツプスチチツエ」ハ即チ「何ノ場所」ニ立テ定ムルノ意ナ
リ「ド」ハ「ナリ」ビアン「ハ」財產ナリ(ベノ部一一)
〔釋解〕贈與者若シハ遺囑者ヨリ他人ニ財產所有權ヲ讓
渡シタル後チ其讓受人ヨリ贈與者若クハ遺囑者ノ名
指シタル誰某ニ其財產ヲ返却セシムル處置チイフ此
「シツプスチチツシオン」ハ二等親マテニ非ラサレハ之ヲ爲
スチ許ルサス
〔參照〕(民)八九六以下、一〇四八以下、義務者ニ付テハ(民)一
二七四、一二七九、子ニ付テハ(刑)三四五、代理ニ付テハ(民)
一九九四、

シツクセシオン

相續

〔本義〕「シツクセデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「シツクセデ」ハ本羅甸ノ「シツクセデレ」ヨリ出ツ「シツクセデレ」ハ「シツクセト」セデレト合成セシモノニテ「シツクセ」ハ「下」ニノ義「セデレ」ハ「行ク」ノ義即チ「下」ニ行ク「内」ニ入ルノ意ナリ此意ヲ廣メテ「他」ノ後ニ來ル「他」ノ場所ヲ取ル「チ」シツクセデ「トイフ」〔釋解〕人其死後ニ遺コシタル所ノ「ア」ク「チ」フ「バ」シフ一切ノ權利義務ヲ其相續人ニ移轉スルヲ「チ」イフ又此語ハ直チニ相續ノ財産總額ヲモ指シ「チ」イフ總テ相續ノ順序ハ法ヲ以テ規則立ツルナリ

Succession vacante.

シツクセシオン、ウアカント

不在相續

〔本義〕「ウアカント」ハ「空虛」ノ義(ウエノ部一無主財産參看)〔釋解〕相續人ノ拋棄シタル所ノ相續チイフ其時ハ管財人ヲ立テサルヘカラス若シ相續スヘキ等親中ニ正統ノ相續人ナキトキハ其相續ヲ私生ノ子又ハ存在セル匹偶者又ハ政府ニ歸スヘシ、デノ部三六「デゼラン」スノ所ニ詳ナリ

〔參照〕規則立チタル相續ハ(民)七一、相續開設及ヒ掌握權ハ(民)七一八以下、相續ノ順序ハ(民)七三一以下、代身ハ(民)七三九以下、卑屬ハ(民)七四五、尊屬ハ(民)七四六以下、傍系ノ親屬ハ(民)七五〇以下、不規則ノ相續ニ付テ私生ノ子ハ(民)七五六以下、九〇八、存在ノ匹偶者及政府ハ(民)七六七以下、不在相續ハ(民)八一以下、(訴)九九八以下、

Surenchere.

須藍舍兒 シュダンシエール 山舍 嘯 シヤンセー シア
再拍賣

〔本義〕「シット」ト「アンセル」ト合成セシモノニテ「シット」ハ「上」ニ
ノ義「アンセル」ハ「拍賣」ナリ（エノ部一五）即チ「一タヒ拍賣
ヲ爲シタル上又更ラニ爲ス拍賣」ナリ

〔釋解〕義務者ノ財産ヲ賣却シテ生シタル價ニ付テ新タ
ニ拍賣ヲ爲スニ付キ人権者ニ與ヘタル權利チイフ例
ヘハ隨意ニ爲シタル讓渡シノ後ノ再拍賣不動産拿住
ニ付テ爲シタル拍賣後ノ再拍賣ノ如キ是ナリ

〔參照〕隨意ノ讓渡ニ付テノ再拍賣ハ（民）二一八三以下、二
一九二、（訴）八三二以下、強テ爲シタル取上ケハ（訴）七一〇
以下、九六五、分散人ノ財産賣却ハ（商）五七三、

Surveillance de la police.

シウルウエイアンス、ド、ラ、ポリス
警察ノ監視

〔本義〕「シウルウエイアンス」ハ「シウルウエイエトイフ」働詞ノ變シ
タル名詞ナリ「シウルウエイエ」ハ「シット」ト「ウエイエト」合成セシ
モノニテ「シウル」ハ「上」ニノ義「ウエイエ」ハ「監視スル」ノ義即チ
「物」上ニ監視スルノ意ニテ物ニ氣ヲ付クルトイフカ
如シ「ド」ハ「ノ」ナリ「ラ」ハ「冠詞」ナリ「ポリス」ハ「警察」ナリ（ペノ
部三一）

〔釋解〕犯人ノ自由ヲ得タル後ニ更ニ之ヲ監視ニ付スル
刑チイフ

〔參照〕（刑）一一、四四、四五、

Surveillance d'enfant.

シウルウナンス、ド、アンファン